【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成21年５月25日提出
【計算期間】	第10期 （自 平成20年８月28日 至 平成21年２月27日）
【ファンド名】	グローバル・ヘルスケア＆バイオ・ファンド
【発行者名】	国際投信投資顧問株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長　吉峯 寛
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内三丁目１番１号
【事務連絡者氏名】	村田 淳生
【連絡場所】	本店の所在の場所に同じ
【電話番号】	03（5221）6110
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの目的

ファミリーファンド方式*により、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

＊ ファミリーファンド方式とは、受益者から投資された資金をまとめた投資信託をベビーファンドとし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資して、マザーファンドにおいて実質的な運用を行う仕組みです。

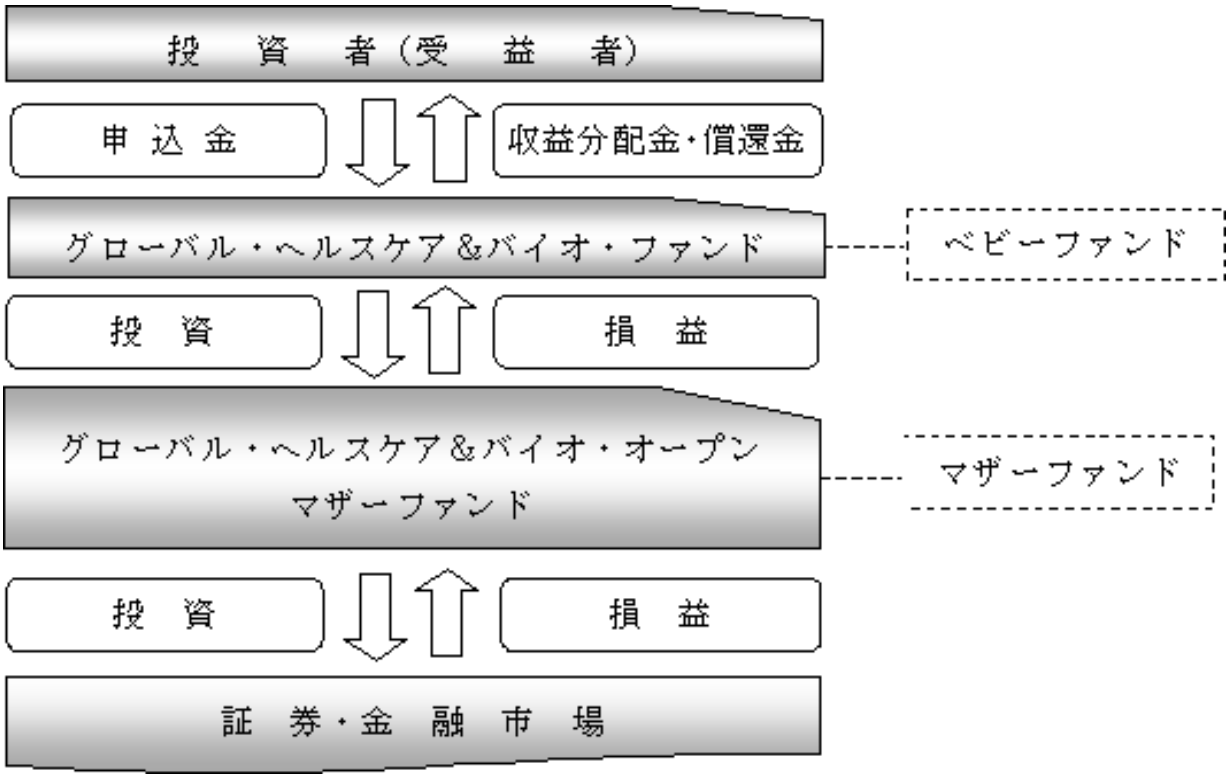

② 信託金の限度額

1,000億円です。

＊ 信託金の限度額は、受託会社と合意のうえ、変更することができます。

③ 基本的性格

社団法人投資信託協会による商品分類および属性区分は、以下の通りです。

商品分類表

単位型・追加型の別	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉となる資産）
単 位 型 投 信 追 加 型 投 信	国　内 海　外 内　外	株　式 債　券 不動産投信 その他資産 資産複合

（注）該当する部分を網掛け表示しています。

該当する商品分類の定義について

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
内 外	目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
株 式	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。

属性区分表

投資対象資産 （実際の組入資産）	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 不動産投信 その他資産 （投資信託証券（株式 一般）） 資産複合	年１回 年２回 年４回 年６回（隔月） 年12回（毎月） 日々 その他	グローバル（日本を含む） 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東（中東） エマージング	ファミリーファンド ファンド・オブ・ファンズ	あり なし

（注）該当する部分を網掛け表示しています。

該当する属性区分の定義について

その他資産 （投資信託証券（株式 一般））	投資信託証券（マザーファンド）を通じて、主として、株式（一般*）に投資する。 ＊一般とは、大型株*1、中小型株*2属性にあてはまらない全てのものをいう。
年２回	目論見書又は投資信託約款において、年２回決算する旨の記載があるものをいう。
グローバル（日本を含む）	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界（日本を含む）の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファミリーファンド	目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。
為替ヘッジなし	目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

＊１大型株・・・目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
＊２中小型株・・目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

※ 前記以外の商品分類および属性区分の定義につきましては、社団法人投資信託協会のホームページ（http://www.toushin.or.jp/）よりご確認ください。

④ ファンドの特色

ａ．投資対象は、主要先進国市場のヘルスケア・バイオ関連銘柄
グローバル・ヘルスケア＆バイオ・オープン マザーファンド（以下「親投資信託」または「マザーファンド」ということがあります。）受益証券を通じて、世界主要先進国市場の中から、製薬会社、バイオテクノロジー、医療製品、医療・健康サービス関連企業等の株式に分散投資を行います。

ｂ．ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーに運用を委託
運用指図委託契約に基づき、運用指図に関する権限の全部または一部をウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーに委託します。1928年に創業した米国最古の運用機関の一つで、独立系運用専業会社として運用に特化する体制を維持しており、ヘルスケア・セクターでは世界最大規模のファンドの運用アドバイザーを受託しています。

ｃ．ボトムアップ・アプローチに基づく銘柄選定
銘柄の選定は、個別企業の調査・分析等に重点を置いたボトムアップ・アプローチに基づいて行います。

ｄ．株式の組入れは、原則フルインベストメント
株価の上昇を的確にとらえるため、原則フルインベストメントとします。ただし、投資環境、資金動向などを勘案し、株式組入比率を引下げることがあります。

ｅ．為替は原則ヘッジなし
実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

＊ 資金動向や市況動向によっては、前記のような運用ができない場合があります。

ｆ．年２回決算を行い、収益の分配を行います。
年２回（２月27日および８月27日。休業日のときは翌営業日とします。）決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。

原則として、決算日の基準価額水準が、当初元本（１口＝１円）額を超えている場合には、当初元本超過額部分について、分配対象収益額の範囲内で、全額分配を行います。（資金動向や市況動向等により変更する場合があります。） なお、分配対象収益額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）の全額とします。

（ａ）「分配金受取コース」
収益分配金は、税金を差引いた後、原則として決算日から起算して５営業日以内に支払います。

（ｂ）「自動けいぞく投資コース」
収益分配金は、税金を差引いた後、「自動けいぞく投資契約」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

ｇ．取得の申込単位は以下の通りです。
（当初元本１口＝１円）
（ａ）「分配金受取コース」
１万口単位または１万円以上１円単位です。
（ｂ）「自動けいぞく投資コース」
１万円以上１円単位です。
ただし、「自動けいぞく投資コース」に係る収益分配金の再投資による取得申込みについては、１円単位とします。
なお、販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。

ｈ．信託期限は平成31年２月27日までです。
原則として、この期間はいつでも取得・換金のお申込みができます。（ただし、ニューヨーク証券取引所あるいはニューヨークの銀行が休業日の場合には、お申込みはできません。）

（２）【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み

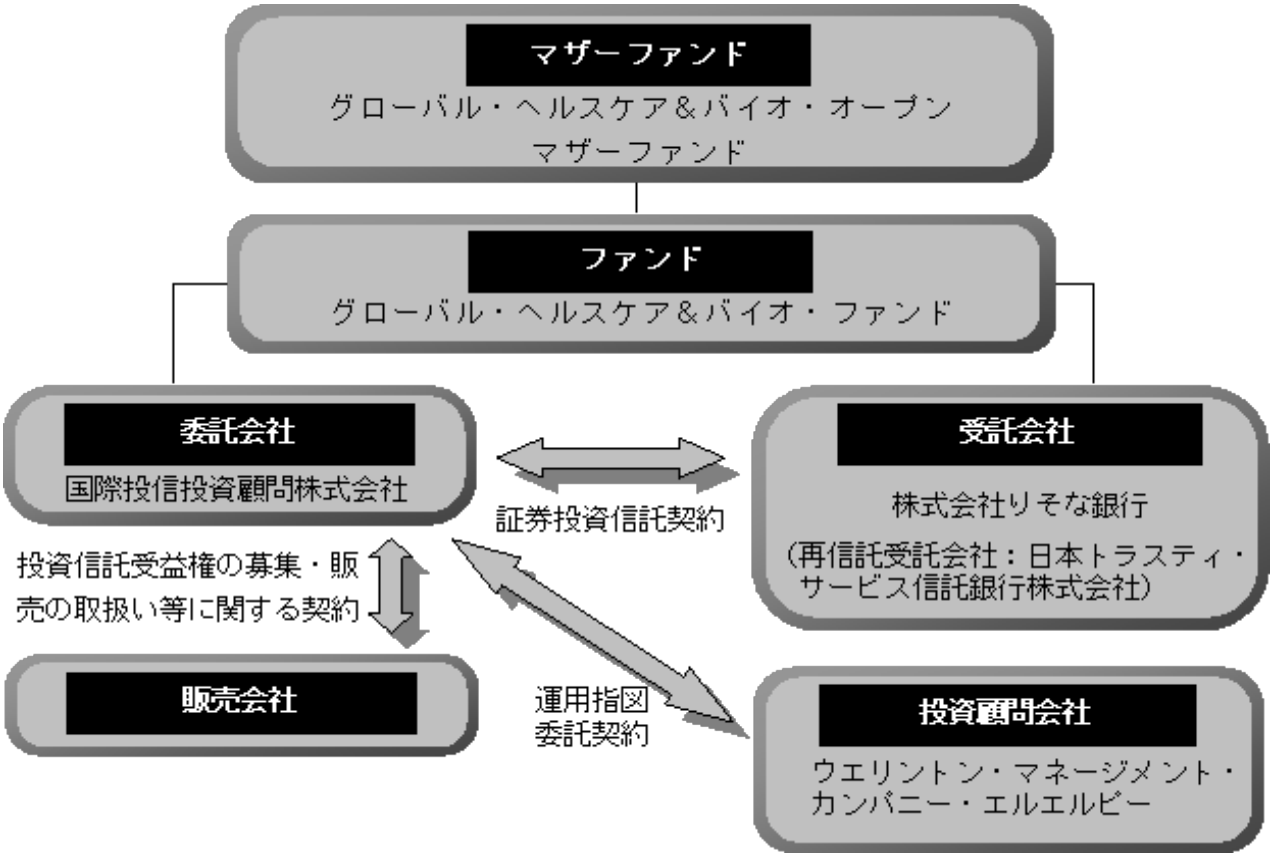

② 委託会社およびファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割

ａ．委託会社（国際投信投資顧問株式会社）
信託財産の運用指図、運用報告書の作成等を行います。

ｂ．受託会社（株式会社りそな銀行、再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）
信託財産の管理業務等を行います。

ｃ．投資顧問会社（ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー）
ファンドおよびマザーファンドの運用指図等を行います。

ｄ．販売会社
受益権の募集の取扱い、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金の再投資ならびに収益分配金、一部解約金および償還金の支払いの取扱い等を行います。

③ 委託会社が関係法人と締結している契約の概要

ａ．証券投資信託契約（委託会社と受託会社との契約）
証券投資信託の運用の基本方針、運営方法ならびに委託会社、受託会社および受益者との権利義務関係ならびに受益権の取扱い方法等が定められています。

ｂ．運用指図委託契約（委託会社と投資顧問会社との契約）
運用指図に関する権限委託の内容およびこれに係る事務の内容ならびに投資顧問会社が受ける投資顧問報酬等が定められています。

ｃ．投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約（委託会社と販売会社との契約）
受益権の募集・販売の取扱い、一部解約事務ならびに収益分配金、一部解約金および償還金の受益者への支払いの取扱いに関する方法等が定められています。

④ 委託会社の概況

ａ．資本金（平成21年３月末現在）

26億８千万円

ｂ．沿革

昭和58年３月 国際投信委託株式会社設立

昭和59年12月 国際投資顧問株式会社設立

平成９年７月 両社の合併により国際投信投資顧問株式会社に商号変更

ｃ．大株主の状況（平成21年３月末現在）

氏名または名称	住所	所有株式数	比率
三菱ＵＦＪ証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目４番１号	3,995株	30.73%
エム・ユー・エス・ファシリティサービス株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目５番２号	1,427株	10.97%
株式会社野村総合研究所	東京都千代田区丸の内一丁目６番５号	1,400株	10.77%

２【投資方針】

（１）【投資方針】

① 基本方針

信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

② 投資態度

ａ．主として親投資信託を主要投資対象とします。

ｂ．実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

＊ 資金動向や市況動向によっては、前記のような運用ができない場合があります。

ｃ．この投資信託の運用の指図に関する権限の全部または一部をウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーに委託することができます。また、親投資信託の運用指図に関する権限をウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーに委託します。

③ 運用の形態等

ファミリーファンド方式により運用を行います。

（２）【投資対象】

グローバル・ヘルスケア＆バイオ・オープン マザーファンド受益証券を主要投資対象とするほか、株式へも直接投資することがあります。

① 投資の対象とする資産の種類（約款第21条）

ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

ａ．有価証券

ｂ．デリバティブ取引（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、（5）○信託約款に定める投資制限の⑩ないし⑫に定めるものに限ります。）に係る権利

ｃ．約束手形

ｄ．金銭債権

② 運用の指図範囲（約款第22条第１項）

委託会社（委託会社から運用の指図に関する権限の一部の委託を受けたものを含みます。以下、これに関連する事項について同じ。）は、信託金を、主として、国際投信投資顧問株式会社を委託会社とし、株式会社りそな銀行を受託会社として締結されたグローバル・ヘルスケア＆バイオ・オープン マザーファンドの受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

ａ．株券または新株引受権証書

ｂ．国債証券

ｃ．地方債証券

ｄ．特別の法律により法人の発行する債券

ｅ．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

ｆ．特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）

ｇ．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）

ｈ．協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）

ｉ．特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）

ｊ．コマーシャル・ペーパー

ｋ．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

ｌ．外国または外国の者の発行する証券または証書で、ａ．からｋ．の証券または証書の性質を有するもの

ｍ．証券投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）

ｎ．投資証券もしくは外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）

ｏ．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）

ｐ．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）

ｑ．預託証書（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます。）

ｒ．外国法人が発行する譲渡性預金証書

ｓ．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

ｔ．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託

の受益証券に表示されるべきもの

ｕ．外国の者に対する権利でｔ．の有価証券の性質を有するもの

なお、ａ．の証券または証書、ｌ．ならびにｑ．の証券または証書のうちａ．の証券または証書の性質を有するものおよびｎ．の証券のうちクローズド・エンド型のものを以下「株式」といい、ｂ．からｆ．までの証券ならびにｌ．およびｑ．の証券または証書のうちｂ．からｆ．までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、ｍ．の証券およびｎ．の証券のうちクローズド・エンド型以外のものを以下「投資信託証券」といいます。

③ 金融商品の指図範囲（約款第22条第２項）

委託会社は、信託金を、前記②の有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

ａ．預金

ｂ．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

ｃ．コール・ローン

ｄ．手形割引市場において売買される手形

ｅ．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの

ｆ．外国の者に対する権利でｅ．の権利の性質を有するもの

④ 特別な場合の金融商品による運用（約款第22条第３項）

前記②の規定にかかわらず、ファンドの設定、解約、償還への対応および投資環境の変動等への対応で、委託会社が運用上必要または適当と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記③のａ．からｆ．までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

⑤ その他の投資対象

ａ．先物取引等

ｂ．スワップ取引

ｃ．金利先渡取引および為替先渡取引

（３）【運用体制】

マザーファンドについての運用は、委託会社である国際投信投資顧問株式会社から運用の指図に関する権限の委託を受けた投資顧問会社であるウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー（以下「ウエリントン・マネージメント社」といいます。）が行います。

① ウエリントン・マネージメント社の運用体制（平成20年12月末現在）

ａ．アナリストの役割

マザーファンドの運用は、ウエリントン・マネージメント社のヘルスケア業界およびバイオ業界を担当するアナリストチームが運用します。各アナリストは、世界中の医療製品、バイオテクノロジー、ヘルスケアサービス、医療テクノロジー、生命科学機器／遺伝子工学といったサブセクターを担当し、徹底したボトムアップリサーチに基づいて、銘柄選定を行います。

ｂ．トレーダーの役割

ポートフォリオ・マネジャーの指示を受け、効率的に売買を執行し、売買コストの低減に努めます。

ｃ．ポートフォリオ・レビュー・グループの役割

上級管理職から構成され、定期的にファンドのリターンや特徴をチェックし、ポートフォリオ・マネジャーにフィードバックします。

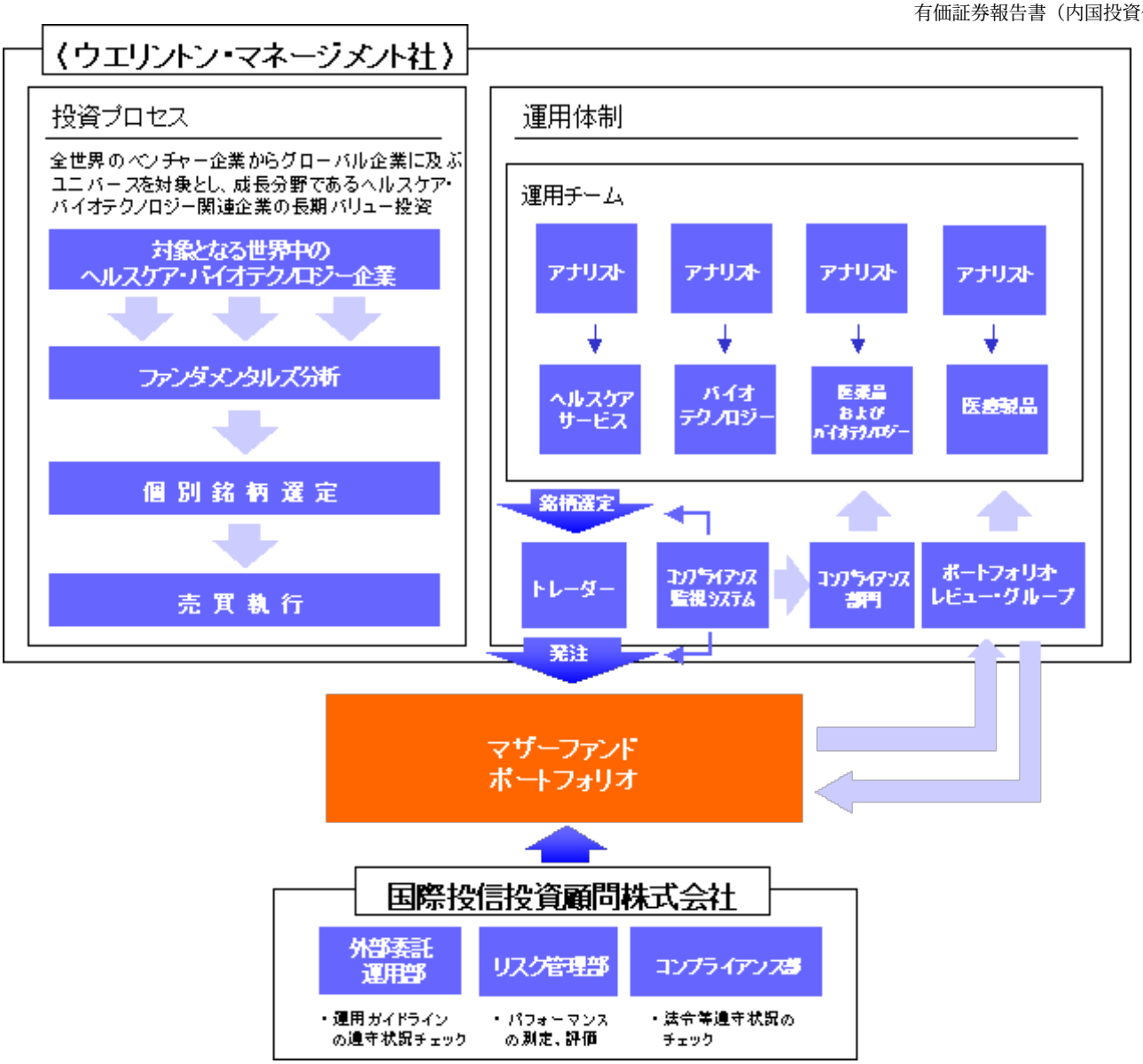

≪参考≫

ウエリントン・マネージメント社の運用部門および関連部署の人員体制

運用チーム	4名
トレーダー	48名
ポートフォリオ・レビュー・グループ	11名
コンプライアンス部門	30名
プロダクト・マネジメント部門	67名

② ウエリントン・マネージメント社の運用体制に関する社内規則等は次の通りです。

ウエリントン・マネージメント社は、投資顧問業者として米国証券取引委員会（ＳＥＣ）に登録を行っており、同社が運用を行う全ての顧客勘定に適用される投資顧問業法206条(4)-7のコンプライアンス・プログラム・ルールに従って、同法を遵守するための合理的な政策や方針書（倫理規範を始め、ポートフォリオ・マネジメント、売買執行、口座管理、マーケティングおよびコミュニケーションに関するもの）を策定・導入しています。これらの政策・方針書により、受託者としての業務の基準を維持しています。

③ 委託会社の運用体制（平成21年３月末現在）

ａ．外部委託運用部の役割

ウエリントン・マネージメント社の運用が、ファンドの運用ガイドラインを遵守して行われているかを日々チェックします。

ｂ．コンプライアンス部の役割

ファンドの運用について、法令等の遵守状況に関し、定期的にチェックします。

c．リスク管理部の役割

ファンドのリスクの状況について日々チェックするとともに、パフォーマンスについて定期的に評価を行います。その評価結果については外部委託運用部および関係各部を通じてウエリントン・マネージメント社に通知することがあります。

≪参考≫

委託会社の運用部門および関連部署の人員体制

株式運用部	30名
債券運用部	18名
外部委託運用部※	12名
運用企画部	14名
経済調査部	13名
トレーディング部	９名
リスク管理部	13名
コンプライアンス部	８名

※ ファンドの運用は、外部委託運用部が担当します。

④ 関係法人に関する管理体制は次の通りです。

委託会社は、投資顧問会社の業務執行状況等に基づき、定期的に適正性を確認します。

また、受託会社については、年１回、内部統制の整備および運用状況に関する報告書を入手し、その内容の確認を行っています。

（注）組織変更等により前記の名称、人数または内容等は変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

① 収益分配方針

毎年２月27日および８月27日（休業日の場合は翌営業日とします。）に決算を行い、原則として以下の方針により分配を行います。

ａ．分配対象収益額の範囲

経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

なお、前期から繰越された分配準備積立金および収益調整金中のその他調整金は、全額分配に使用することができます。

ｂ．分配対象収益についての分配方針

委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。（ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないこともあります。）

原則として、決算日の基準価額水準が、当初元本（１口＝１円）額を超えている場合には、当初元本超過額部分について、分配対象収益額の範囲内で、全額分配を行います。（資金動向や市況動向等により変更する場合があります。） なお、分配対象収益額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）の全額とします。

ｃ．留保益の運用方針

留保益については、特に制限を設けず、運用の基本方針に則した運用を行います。

② 収益分配金の交付

ａ．「分配金受取コース」

収益分配金は、税金を差引いた後、毎計算期間の終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して５営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ｂ．「自動けいぞく投資コース」

収益分配金は、税金を差引いた後、「自動けいぞく投資契約*」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

＊ 販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

③ 収益の分配方式

ａ．信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

（ａ）配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬（当該諸経費、信託報酬は、消費税等相当額を含みます。）を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

（ｂ）売買損益に評価損益を加減した利益金額（「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬（当該諸経費、信託報酬は、消費税等相当額を含みます。）を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

ｂ．毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（５）【投資制限】

○信託約款に定める投資制限

① 親投資信託への投資（約款運用の基本方針３．投資制限(1)）

親投資信託への投資は、制限を設けません。

② 株式への投資（約款運用の基本方針３．投資制限(2)）

株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資は、制限を設けません。

③ 外貨建資産への投資（約款運用の基本方針３．投資制限(10)）

外貨建資産への投資については制限を設けません。（当該外貨建資産に関する為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を行うことができます。）

④ 新株引受権証券等への投資（約款第22条第４項および第５項）

委託会社は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と親投資信託の信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。なお、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の時価総額に、親投資信託の信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑤ 投資信託証券への投資（約款第22条第６項および第７項）

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（親投資信託を除きます。）の時価総額と親投資信託の信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の５を超えることとなる投資の指図をしません。なお、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

⑥ 投資する株式等の範囲（約款第25条）

ａ．委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずるものとして取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

ｂ．上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

⑦ 同一銘柄の株式への投資制限（約款第26条第１項および第３項）

委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。なお、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の時価総額に、親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑧ 同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限（約款第26条第２項および第３項）

委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。なお、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の時価総額に、親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑨ 信用取引の指図範囲（約款第27条）

ａ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

ｂ．信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

（ａ）信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券

（ｂ）株式分割により取得する株券

（ｃ）有償増資により取得する株券

（ｄ）売出しにより取得する株券

（ｅ）信託財産に属する転換社債の転換請求ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ３第１項第７号および第８号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の行使により取得可能な株券

（ｆ）信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（（ｅ）に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

⑩ 先物取引等の運用指図・目的・範囲（約款第28条）

ａ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。（以下同じ。）

（ａ）先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

（ｂ）先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券および組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに金融商品で運用している額の範囲内とします。

（ｃ）コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が、取引時点の信託財産の純資産総額の５％を上回らない範囲内とします。

ｂ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

（ａ）先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額の範囲内とします。

（ｂ）先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等の実需の範囲内とします。

（ｃ）コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払プレミアム額の合計額が、取引時点の保有外貨建資産の時価総額の５％を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が、取引時点の信託財産の純資産総額

の５％を上回らない範囲内とします。

ｃ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

（ａ）先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が１年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

（ｂ）先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに金融商品で運用している額（以下（ｂ）において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が、当該金融商品運用額等の額より少ない場合には、外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

（ｃ）コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の５％を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が、取引時点の信託財産の純資産総額の５％を上回らない範囲内とします。

⑪ スワップ取引の運用指図・目的・範囲（約款第29条）

ａ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

ｂ．スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が原則としてファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ｃ．スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、前記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

ｄ．スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

ｅ．委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑫ 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図・目的・範囲（約款第30条）

ａ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

ｂ．金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則としてファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で、全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ｃ．金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の合計額が、信託財産に係るヘッジ対象金利商品の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一

部解約等の事由により、前記ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

d．為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の合計額が、信託財産に係るヘッジ対象外貨建有価証券の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、前記ヘッジ対象外貨建有価証券の時価総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象外貨建有価証券の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

e．金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

f．委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑬ 同一銘柄の転換社債等への投資制限（約款第31条）

委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。なお、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の時価総額に、親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑭ 有価証券の貸付の指図および範囲（約款第32条）

a．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

（a）株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

（b）公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

b．限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

c．委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑮ 公社債の空売りの指図範囲（約款第33条）

a．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

b．売付の指図は、当該売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

c．信託財産の一部解約等の事由により、b．の売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

⑯ 公社債の借入れ（約款第34条）

a．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

b．当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

c．信託財産の一部解約等の事由により、b．の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れ

た公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

d．借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

⑰ 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（約款第35条）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約される場合があります。

⑱ 外国為替予約取引の指図および範囲（約款第36条）

a．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

b．予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産と親投資信託の信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

c．限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

⑲ 資金の借入れ（約款第43条）

a．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当てを目的として、資金の借入れの指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

b．一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、有価証券等の売却等の代金の入金日までに限るものとし、資金借入額は当該有価証券等の売却等の代金の受取りの確定している資金の額の範囲内、かつ、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を限度とします。

c．借入金の利息は信託財産中より支弁します。

○法令等による投資制限

① 同一の法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律第９条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第３項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図してはならないものとされています。

② デリバティブ取引（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第１項第８号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図してはならないものとされています。

＜参考＞

(1) マザーファンドの投資方針

① 基本方針

世界の主要先進国市場のヘルスケア関連企業およびバイオテクノロジー関連企業の株式に投資をすることにより、信託財産の成長を目指して運用を行います。

② 投資態度

ａ．主にヘルスケア関連企業およびバイオテクノロジー関連企業のファンダメンタルズ分析に基づいて銘柄を選定します。新商品の開発、合併・統合への継続的な動き、規制緩和や政策変更等から生じるヘルスケア市場およびバイオテクノロジー市場の変化によって創出される投資機会を模索していきます。

ｂ．ファンダメンタルズの健全な企業を対象に、長期的なバリュー投資を行います。

ｃ．企業の事業見通し、新商品の見込み、企業戦略、競合性を判断し、ボトムアップにより銘柄を選定します。

＊ 資金動向や市況動向によっては、前記のような運用ができない場合があります。

ｄ．運用指図委託契約に基づき、ウエリントン・マネージメント社に運用指図に関する権限を委託します。

(2) マザーファンドの投資対象

世界の主要先進国市場のヘルスケア関連企業およびバイオテクノロジー関連企業の株式を投資対象とします。

① 投資の対象とする資産の種類（約款第９条の２）

ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

ａ．有価証券

ｂ．デリバティブ取引（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、（3）○信託約款に定める投資制限の⑨ないし⑪に定めるものに限ります。）に係る権利

ｃ．約束手形

ｄ．金銭債権

② 運用の指図範囲（約款第10条第１項）

委託会社（委託会社から運用の指図に関する権限の一部の委託を受けたものを含みます。以下、これに関連する事項について同じ。）は、信託金を、主として、次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

ａ．株券または新株引受権証書

ｂ．国債証券

ｃ．地方債証券

ｄ．特別の法律により法人の発行する債券

ｅ．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

ｆ．特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）

ｇ．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）

ｈ．協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）

ｉ．特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）

ｊ．コマーシャル・ペーパー

ｋ．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

ｌ．外国または外国の者の発行する証券または証書で、ａ．からｋ．の証券または証書の性質を有するもの

m．証券投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）

ｎ．投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）
ｏ．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）
ｐ．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
ｑ．預託証書（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます。）
ｒ．外国法人が発行する譲渡性預金証書
ｓ．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
ｔ．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
ｕ．外国の者に対する権利でｔ．の有価証券の性質を有するもの

なお、ａ．の証券または証書、ｌ．ならびにｑ．の証券または証書のうちａ．の証券または証書の性質を有するものおよびｎ．の証券のうちクローズド・エンド型のものを以下「株式」といい、ｂ．からｆ．までの証券ならびにｌ．およびｑ．の証券または証書のうちｂ．からｆ．までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、ｍ．の証券およびｎ．の証券のうちクローズド・エンド型以外のものを以下「投資信託証券」といいます。

③ 金融商品の指図範囲（約款第10条第２項）

委託会社は、信託金を、前記②の有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

ａ．預金
ｂ．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
ｃ．コール・ローン
ｄ．手形割引市場において売買される手形
ｅ．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの
ｆ．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

④ 特別な場合の金融商品による運用（約款第10条第３項）

前記②の規定にかかわらず、ファンドの設定、解約、償還への対応および投資環境の変動等への対応で、委託会社が運用上必要または適当と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記③のａ．からｆ．までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

⑤ その他の投資対象

ａ．先物取引等
ｂ．スワップ取引
ｃ．金利先渡取引および為替先渡取引

(3) マザーファンドの投資制限

○信託約款に定める投資制限

① 株式への投資（約款運用の基本方針３．投資制限(1)）

株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資は、制限を設けません。

② 外貨建資産への投資（約款運用の基本方針３．投資制限(9)）

外貨建資産への投資は、制限を設けません。（当該外貨建資産に関する為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を行うことができます。）

③ 新株引受権証券等への投資（約款第10条第４項）

委託会社は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

④ 投資信託証券への投資（約款第10条第５項）

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の５を超えることとなる投資の指図をしません。

⑤ 投資する株式等の範囲（約款第13条）

ａ．委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずるものとして取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

ｂ．上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

⑥ 同一銘柄の株式への投資制限（約款第14条第１項）

委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

⑦ 同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限（約款第14条第２項）

委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

⑧ 信用取引の指図範囲（約款第15条）

ａ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

ｂ．信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

（ａ）信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券

（ｂ）株式分割により取得する株券

（ｃ）有償増資により取得する株券

（ｄ）売出しにより取得する株券

（ｅ）信託財産に属する転換社債の転換請求ならびに転換社債型新株予約権付社債の行使により取得可能な株券

（ｆ）信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（（ｅ）に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

⑨ 先物取引等の運用指図・目的・範囲（約款第16条）

ａ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。（以下同じ。）

（ａ）先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

（ｂ）先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券および組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに金融商品で運用している額の範囲内と

します。

（ｃ）コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が、取引時点の信託財産の純資産総額の５％を上回らない範囲内とします。

ｂ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

（ａ）先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額の範囲内とします。

（ｂ）先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等の実需の範囲内とします。

（ｃ）コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払プレミアム額の合計額が、取引時点の保有外貨建資産の時価総額の５％を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が、取引時点の信託財産の純資産総額の５％を上回らない範囲内とします。

ｃ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

（ａ）先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が１年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

（ｂ）先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに金融商品で運用している額（以下（ｂ）において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が、当該金融商品運用額等の額より少ない場合には、外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

（ｃ）コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払プレミアム額の合計額が、取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の５％を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が、取引時点の信託財産の純資産総額の５％を上回らない範囲内とします。

⑩ スワップ取引の運用指図・目的・範囲（約款第17条）

ａ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

ｂ．スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が原則としてファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ｃ．スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、前記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

ｄ．スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

ｅ．委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑪ 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図・目的・範囲（約款第18条）

ａ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

ｂ．金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則としてファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で、全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ｃ．金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の合計額が、信託財産に係るヘッジ対象金利商品の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、前記ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

ｄ．為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の合計額が、信託財産に係るヘッジ対象外貨建有価証券の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、前記ヘッジ対象外貨建有価証券の時価総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象外貨建有価証券の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

ｅ．金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

ｆ．委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑫ 同一銘柄の転換社債等への投資制限（約款第19条）

委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

⑬ 有価証券の貸付の指図および範囲（約款第20条）

ａ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

（ａ）株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50％を超えないものとします。

（ｂ）公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50％を超えないものとします。

ｂ．限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

ｃ．委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑭ 公社債の空売りの指図範囲（約款第21条）

ａ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

ｂ．売付の指図は、当該売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

ｃ．信託財産の一部解約等の事由により、ｂ．の売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

⑮ 公社債の借入れ（約款第22条）

ａ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

ｂ．当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

ｃ．信託財産の一部解約等の事由により、ｂ．の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

ｄ．借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

⑯ 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（約款第23条）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約される場合があります。

⑰ 外国為替予約取引の指図および範囲（約款第24条）

ａ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

ｂ．予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

ｃ．限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

○法令等による投資制限

① 同一の法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律第９条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第３項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図してはならないものとされています。

② デリバティブ取引（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第１項第８号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図してはならないものとされています。

＊ 平成21年３月末現在、「グローバル・ヘルスケア＆バイオ・ファンド」以外で「グローバル・ヘルスケア＆バイオ・オープン マザーファンド」に投資を行っている他のファンド（投資を行う予定の他のファ

ンドを含みます。）は以下の通りです。
「グローバル・ヘルスケア＆バイオ・オープン Aコース（為替ヘッジあり）」
「グローバル・ヘルスケア＆バイオ・オープン Bコース（為替ヘッジなし）」

3【投資リスク】

(1) ファンドおよびマザーファンドのリスク

ファンドおよびマザーファンドが有する主なリスクおよび留意点は以下の通りです。
（主なリスクおよび留意点であり、以下に限定されるものではありません。）

組入れられた有価証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）の値動きにより、基準価額は変動します。これらの運用による損益は、すべて受益者に帰属します。したがって元本が保証されているものではありません。

① 株価変動リスク
株式の価格は、国内および国際的な政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給関係等の影響を受け変動します。株式の価格が大幅に下落した場合、ファンドの投資成果に重大な損失が生じることとなります。

② 信用リスク
投資している有価証券等の発行会社の倒産、財務状況または信用状況の悪化等の影響により、ファンドの基準価額は下落し、損失を被ることとなります。

③ 流動性リスク
有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がなく売却不可能、あるいは売り供給がなく購入不可能等となるリスクのことをいいます。例えば、市況動向や有価証券等の流通量等の状況、あるいはファンドの解約金額の規模によっては、組入有価証券等を市場実勢より低い価格で売却しなければならないケースが考えられ、この場合にはファンドの基準価額の下落要因となります。

④ 為替変動リスク
ファンドは、主に米ドル建の有価証券に投資しています（ただし、これらに限定されるものではありません）。ファンドが外貨建資産を保有する場合、当該通貨と円との為替相場変動の影響を受け、損失が生じることがあり得ます。

⑤ ファミリーファンド方式による基準価額変動リスク
同じマザーファンドに投資する他のファンドの資金動向による影響を受け、ファンドの基準価額が変動することがあります。

⑥ カウンターパーティー・リスク（取引相手先の決済不履行リスク）
証券取引、為替取引、先物取引、スワップ取引等の相対取引においては、取引相手先の決済不履行リスクが伴います。

⑦ 運用指図の権限委託に関わる留意点
委託会社は、運用指図の権限委託を受けた者が、法律に違反した場合、ファンドの信託約款に違反した場合、故意または重大な過失により信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等には、この委託を中止または委託の内容を変更することができます。また、運用指図の権限委託を受けた者は、この権限の受託を中止することができます。
なお、前記による中止の場合、委託会社は、新たに同等の能力を有すると認められる第三者に運用の指図に関する権限を委託すること、およびファンドの名称を変更することができます。

⑧ その他の主な留意点
ａ．受益権の総口数が当初設定に係る受益権総口数の10分の１または10億口を下ることとなった場合等には、信託期間中であっても償還されることがあります。
ｂ．計算期末に、基準価額水準に応じて、別に定める分配方針により分配を行います。ただし、委託

会社の判断により、分配が行われないこともあります。

ｃ．法令、税制および会計制度等は、今後変更される可能性があります。

(2) 投資リスクに対する管理体制

委託会社は、運用指図に関する権限をウエリントン・マネージメント社に委託します。運用に関わるリスクの管理として、ウエリントン・マネージメント社および委託会社では以下の①～②を行っています。（運用体制を参照してください。）

① ウエリントン・マネージメント社における運用ガイドライン遵守の管理体制

ウエリントン・マネージメントでは、ポートフォリオ・マネージャーが各顧客別投資目標や制約条件を遵守する第一義的な責任を負い、投資ガイドラインに対する方針およびプロセスは「投資コンプライアンスに関する方針書」で規定されています。ポートフォリオ・マネージャーはコンプライアンス監視システムを用いて、ポートフォリオの管理をしています。また、プロダクト・マネジメント部門は運用チームと密接に連携し、ポートフォリオ及び投資プロセスに関する諸問題を分析し、投資アプローチの一貫性を担保することに責務を負います。

② 委託会社におけるリスク管理体制

委託会社では、多面的にファンドの投資リスク管理を行っています。

ａ．外部委託運用部

運用ガイドラインの遵守状況のチェックを行います。

ｂ．コンプライアンス部

法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守状況を把握・管理し、必要に応じて改善の指導を行います。

ｃ．リスク管理部

運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行い、必要に応じて改善策等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的管理を行っています。

ｄ．内部監査部

委託会社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性および有効性について評価を行い、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。

この他に、投資リスク管理に関して、以下の会議体を設けています。

＊ コンプライアンス委員会（原則、毎月開催）において、信託財産の運用に係る法令等遵守状況、その他コンプライアンス上、重要な個別案件に関する審議、改善策等の検討を行っています。

＊ リスク管理委員会（原則、毎月開催）において、信託財産の運用に係る運用リスク等に関する審議、改善策の検討を行っています。

＊ 運用管理会議（原則、毎月開催）において、原則として、全ファンドの運用実績の状況を報告するとともに、必要に応じて特定のファンドに対する詳細な分析を実施し、必要な改善策等の提言を行っています。

＊ 取引先リスク管理会議（原則、四半期毎に開催）において、信託財産の運用に係る運用リスクのうち、取引相手先の決済不履行リスク（カウンターパーティー・リスク）に関する管理方針等の検討を行っています。

委託会社のリスク管理体制図

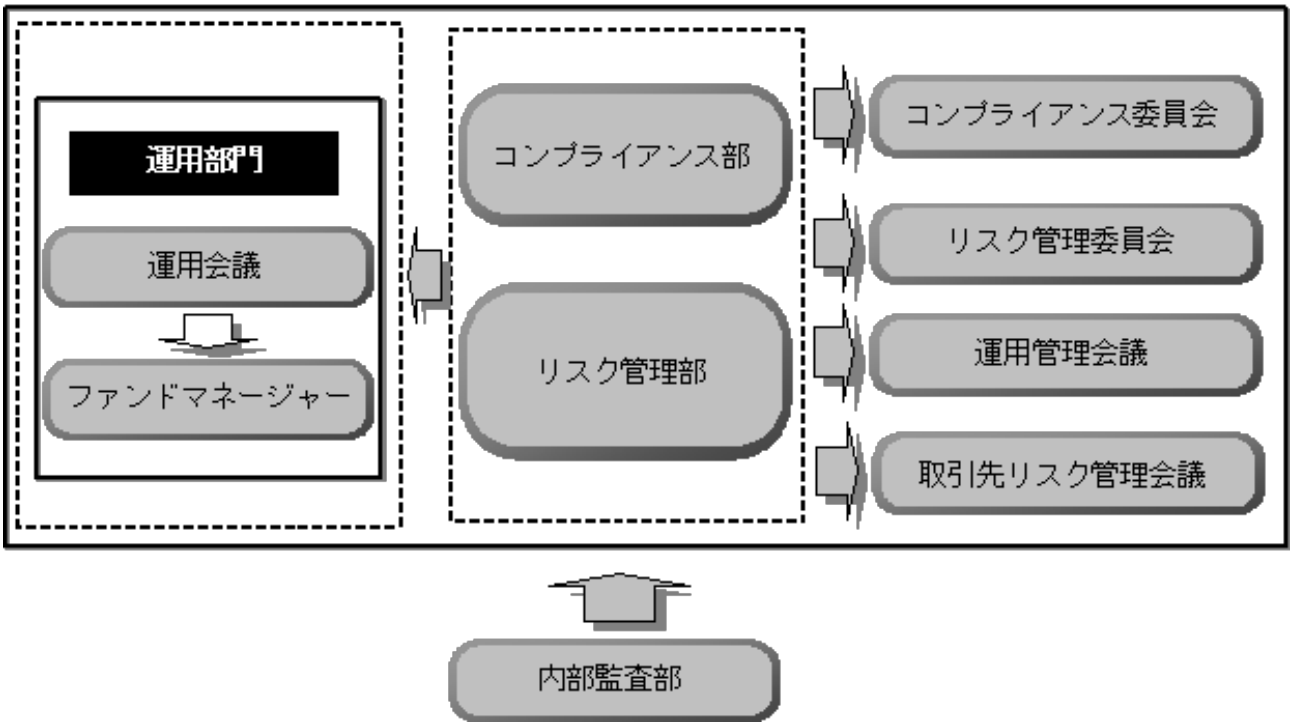

＊ 組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。

４【手数料等及び税金】

取得から換金・償還までの間に直接あるいは間接的に負担となる費用・税金は以下の通りです。

時期		項目	費用・税金
直接負担			
	申込み時	申込手数料	（手数料率）申込代金に応じ、基準価額に対して ３千万円未満の場合　上限3.150%（税抜3.000%） ３千万円以上１億円未満の場合　上限2.100%（税抜2.000%） １億円以上５億円未満の場合　上限1.050%（税抜1.000%） ５億円以上の場合　上限0.525%（税抜0.500%）
	収益分配時	所得税および地方税	普通分配金に対して課税されます。
	換金時		
	解約	所得税および地方税	課税されます。
		換金手数料	（かかりません）　0
		信託財産留保額	基準価額に対して　0.3%
	買取り	所得税および地方税	課税されます。
		換金手数料	（かかりません）　0
		信託財産留保相当額	基準価額に対して　0.3%
	償還時	所得税および地方税	課税されます。
間接負担			
	保有時（毎日）	信託報酬	純資産総額に対して年率2.31%（税抜2.20%）
		監査費用	純資産総額に対して年率0.0105%（税抜0.0100%）
		その他の費用	有価証券等の売買に関する費用・保管費用等

＊ 申込手数料、信託報酬、監査費用およびその他の費用（国内において発生するものに限ります。）については、消費税等相当額を含みます。
＊ その他の費用については、売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。
＊ 前記の費用（手数料等）については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。
＊ 課税の取扱いについては、「(5)課税上の取扱い」を参照してください。
（注）税制等が改正された場合等は、変更になる場合があります。

（１）【申込手数料】

（手数料率）申込代金に応じ、基準価額に対して	
３千万円未満の場合	上限3.150%（税抜3.000%）
３千万円以上１億円未満の場合	上限2.100%（税抜2.000%）
１億円以上５億円未満の場合	上限1.050%（税抜1.000%）
５億円以上の場合	上限0.525%（税抜0.500%）

申込手数料は、申込代金に応じて、取得申込みの受付日の翌営業日の基準価額に、前記手数料率を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める率を乗じて得た額とします。申込手数料は消費税等相当額を含みます。
申込代金は、取得申込みの受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た額に、販売会社が前記手数料率を上限として、それぞれ別に定める率を乗じて得た申込手数料（消費税等相当額を含みます。）を加えた額となります。

ただし、償還金等をもってその支払いを行った販売会社でファンドを申込む場合（以下「償還乗換え＊」といいます。）には、当該償還金額の範囲内（単位型証券投資信託にあっては、当該償還金額と元本のいずれか大きい額とします。）で取得する口数について無手数料で取扱う場合があります。（償還乗換え優遇）

＊ 償還乗換えとは、取得申込みの受付日の属する月の前３ヵ月以内に償還となった証券投資信託の償還金（注）をもって、その支払いを行った販売会社でファンドを申込む場合をいいます。なお、償還乗換えの際に償還金等の支払いを受けたことを証する書類の提示を求めることがあります。

（注）信託期間を延長した単位型証券投資信託および延長前の信託終了日以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行わない追加型証券投資信託にあっては、延長前の信託終了日以降でかつ取得申込みの受付日の属する月の前３ヵ月以内における受益権の買取代金または解約金を含みます。

「自動けいぞく投資コース」に係る収益分配金の再投資による取得申込みについては、無手数料とします。

なお、申込手数料の照会先は販売会社となります。

（２）【換金（解約）手数料】

かかりません。

ただし、信託財産留保（相当）額として、解約（買取り）の受付日の翌営業日の基準価額の0.3%が差引かれます。

（３）【信託報酬等】

① ａ．信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年2.31%（税抜2.20%）の率を乗じて得た額とします。

ｂ．信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

② 信託報酬の平成21年３月末現在の料率、支払先および配分は、以下の通りです。

信託報酬率	委託会社	受託会社	販売会社
年2.310% （税抜2.200%）	年1.365% （税抜1.300%）	年0.105% （税抜0.100%）	年0.840% （税抜0.800%）

＊ 信託報酬は消費税等相当額を含みます。

なお、委託会社の信託報酬には、投資顧問会社への投資顧問報酬が含まれます。

当該投資顧問報酬は、委託会社が受ける信託報酬からそのつど支弁するものとし、その投資顧問報酬額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて段階的に次に掲げる率を乗じて得た額とします。

25億円以下の部分に対して	年0.75%
25億円超50億円以下の部分に対して	年0.65%
50億円超100億円以下の部分に対して	年0.55%
100億円超の部分に対して	年0.45%

（４）【その他の手数料等】

① 信託事務の諸費用

ａ．信託財産に関する租税、監査費用（消費税等相当額を含みます。）等の信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

ｂ．信託財産に係る監査費用（消費税等相当額を含みます。）は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率（年0.0105%（税抜0.0100%））を乗じて得た額とし、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

② 売買・保管等に要する費用

信託財産の組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等（消費税等相当額を含みます。）、先物取引・オプション取引等に要する費用および外貨建資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担するものとします。

③ 資金の借入れ

一部解約金の支払資金に不足額が生じて資金借入れの指図をする場合は、借入金の利息は信託財産中より支弁します。

④ その他

マザーファンドに係る売買・保管等に要する費用につきましても、マザーファンドにおける信託財産が負担するものとします。

＊ 売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

（注）手数料等については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。

（５）【課税上の取扱い】

＊ 以下の内容は平成21年４月１日現在の税制であり、税制が改正された場合等は、変更になることがあります。

＊ 買取制度につきましては、販売会社に確認してください。

＊ 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認してください。

① 個人の受益者に対する課税

期間	対象	課税対象	所得の種類	税率等
平成23年12月31日まで	収益分配金	普通分配金	配当所得	源泉徴収（申告不要）10% (所得税７％ 地方税３％)
	一部解約金	譲渡益	譲渡所得	申告分離課税＊ 10% (所得税７％ 地方税３％)
	償還金			
平成24年１月１日以降	収益分配金	普通分配金	配当所得	源泉徴収（申告不要）20% (所得税15% 地方税5%)
	一部解約金	譲渡益	譲渡所得	申告分離課税＊ 20% (所得税15% 地方税5%)
	償還金			

＊ 原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収あり）をご利用の場合は、源泉徴収され、申告不要制度が適用されます。

※１ 収益分配金に対する課税は、確定申告を行うことにより総合課税または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。

※２ 配当控除の適用はありません。

② 法人の受益者に対する課税

	所得税法上の対象額	税率等

収益分配金	普通分配金額	平成23年12月31日までは源泉徴収7%（所得税） 平成24年1月1日以降は源泉徴収15%（所得税）
一部解約金	解約価額の個別元本超過額	
償還金	償還価額の個別元本超過額	

※ 税額控除制度が適用されます。なお、法人税の益金不算入制度は適用されません。
その他詳しくは販売会社にお問い合わせください。

③ 個別元本について

a．受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（消費税等相当額を含みます。）は含まれていません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

b．受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

c．受益者が同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合については、販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該支店等毎に個別元本の算出が行われる場合があります。

d．受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

④ 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。
受益者が収益分配金を受取る際は、

a．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

b．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

5【運用状況】

（1）【投資状況】

（平成21年３月31日現在）

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	810,498,183	99.46
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	―	4,433,307	0.54
合計（純資産総額）	―	814,931,490	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（参考）グローバル・ヘルスケア＆バイオ・オープン マザーファンド 投資状況

（平成21年３月31日現在）

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（%）
株式	日本	149,643,600	10.64
	アメリカ	993,562,487	70.65
	フランス	60,388,108	4.29
	イギリス	37,992,219	2.70
	スイス	28,167,932	2.00
	スペイン	6,421,455	0.46
	ベルギー	18,008,963	1.28
	デンマーク	8,369,886	0.60
	アイルランド	28,654,034	2.04
	イスラエル	65,433,387	4.65
	小計	1,396,642,071	99.31
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	―	9,715,379	0.69
合計（純資産総額）	―	1,406,357,450	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

＊ その他の資産として下記の通り為替予約取引を利用しております。

（平成21年３月31日現在）

取引所	種類／名称等	簿価（円）	時価（円）	投資比率（%）
市場取引以外の取引	為替予約取引			
	買建			
	アメリカ・ドル	32,038,508	32,354,743	2.30
	スイス・フラン	28,098,840	28,421,013	2.02

（注１）時価の算定方法

為替予約取引

原則として、計算日の対顧客先物相場の仲値によって計算しております。

（注２）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

（全銘柄）

（平成21年３月31日現在）

順位	銘柄名	種類	国／地域	総口数（口）	帳簿価額		評価額		投資比率（%）
					単価（円）	金額（円）	単価（円）	金額（円）	
1	グローバル・ヘルスケア＆バイオ・オープン マザーファンド	親投資信託受益証券	日本	502,229,634	1.5738	790,408,998	1.6138	810,498,183	99.46

（注１）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率をいいます。
（注２）親投資信託受益証券の帳簿価額単価及び評価額単価は、１口当たりの値です。

種類別投資比率

（平成21年３月31日現在）

国内／外国	種類	投資比率（%）
国内	親投資信託受益証券	99.46
合計		99.46

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価比率をいいます。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（参考）グローバル・ヘルスケア＆バイオ・オープン マザーファンド

① 投資有価証券の主要銘柄
（評価額上位30銘柄）

（平成21年３月31日現在）

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	通貨	株式数	帳簿価額		評価額			投資比率(%)
							単価	金額	単価	金額	金額（円）	
1	アメリカ	株式	SCHERING-PLOUGH CORP	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	アメリカ・ドル	40,975	24.42	1,000,609.50	23.61	967,419.75	95,029,642	6.75
2	イスラエル	株式	TEVA PHARMACEUTICAL-SP ADR	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	アメリカ・ドル	14,959	45.67	683,177.53	44.53	666,124.27	65,433,387	4.65
3	アメリカ	株式	AMGEN INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	アメリカ・ドル	12,750	51.45	655,993.74	50.52	644,130.00	63,272,889	4.49
4	アメリカ	株式	MEDTRONIC INC	ヘルスケア機器・サービス	アメリカ・ドル	21,250	29.23	621,137.50	29.03	616,887.50	60,596,859	4.30
5	日本	株式	塩野義製薬	医薬品	日本円	31,000	1,692.00	52,452,000.00	1,684.00	52,204,000.00	52,204,000	3.71
6	アメリカ	株式	PFIZER INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	アメリカ・ドル	35,600	14.38	511,928.00	13.70	487,720.00	47,908,735	3.40
7	アメリカ	株式	ELI LILLY & CO	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	アメリカ・ドル	14,550	34.22	497,901.00	32.84	477,822.00	46,936,455	3.33
8	アメリカ	株式	WYETH	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	アメリカ・ドル	11,050	43.55	481,227.50	43.00	475,150.00	46,673,984	3.31
9	アメリカ	株式	UNITEDHEALTH GROUP INC	ヘルスケア機器・サービス	アメリカ・ドル	22,100	21.62	477,802.00	20.54	453,934.00	44,589,936	3.17
10	アメリカ	株式	GILEAD SCIENCES INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	アメリカ・ドル	9,700	44.03	427,120.88	45.62	442,514.00	43,468,150	3.09
11	日本	株式	第一三共	医薬品	日本円	23,700	1,707.00	40,455,900.00	1,648.00	39,057,600.00	39,057,600	2.77
12	イギリス	株式	ASTRAZENECA PLC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	イギリス・ポンド	11,501	22.82	262,452.82	23.52	270,503.52	37,992,219	2.70
13	フランス	株式	SANOFI-AVENTIS-ADR	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	アメリカ・ドル	13,700	28.70	393,190.00	27.33	374,421.00	36,779,374	2.61
14	アメリカ	株式	COVIDIEN LTD	ヘルスケア機器・サービス	アメリカ・ドル	11,250	33.70	379,125.00	33.07	372,037.50	36,545,243	2.59
15	アメリカ	株式	ST JUDE MEDICAL INC	ヘルスケア機器・サービス	アメリカ・ドル	9,600	37.68	361,728.00	36.66	351,936.00	34,570,673	2.45
16	アメリカ	株式	FOREST LABORATORIES INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	アメリカ・ドル	16,300	22.57	367,891.00	21.40	348,820.00	34,264,588	2.43
17	アメリカ	株式	BAXTER INTERNATIONAL INC	ヘルスケア機器・サービス	アメリカ・ドル	6,350	49.40	313,690.00	50.61	321,373.50	31,568,518	2.24
18	アメリカ	株式	MERCK & CO. INC.	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	アメリカ・ドル	12,000	27.58	330,960.00	26.55	318,600.00	31,296,078	2.22
19	アメリカ	株式	BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	アメリカ・ドル	14,200	21.09	299,478.00	21.02	298,484.00	29,320,083	2.08
20	日本	株式	アステラス製薬	医薬品	日本円	9,700	3,240.00	31,428,000.00	3,020.00	29,294,000.00	29,294,000	2.08

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	通貨	株式数	帳簿価額		評価額			投資比率(%)
							単価	金額	単価	金額	金額（円）	
21	日本	株式	エーザイ	医薬品	日本円	10,100	2,980.00	30,098,000.00	2,880.00	29,088,000.00	29,088,000	2.06
22	アイルランド	株式	ELAN CORP PLC -SPONS ADR	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	アメリカ・ドル	45,650	7.20	328,680.00	6.39	291,703.50	28,654,034	2.03
23	スイス	株式	ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	スイス・フラン	2,180	152.35	332,137.59	151.00	329,180.00	28,167,932	2.00
24	アメリカ	株式	CEPHALON INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	アメリカ・ドル	4,175	68.71	286,864.25	68.07	284,192.25	27,916,204	1.98
25	アメリカ	株式	HOSPIRA INC	ヘルスケア機器・サービス	アメリカ・ドル	7,700	30.64	235,928.00	30.50	234,850.00	23,069,315	1.64
26	アメリカ	株式	BECKMAN COULTER INC	ヘルスケア機器・サービス	アメリカ・ドル	4,350	51.29	223,111.50	50.01	217,543.50	21,369,298	1.51
27	アメリカ	株式	WATSON PHARMACEUTICALS INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	アメリカ・ドル	7,400	29.29	216,746.00	28.84	213,416.00	20,963,853	1.49
28	アメリカ	株式	ABBOTT LABORATORIES	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	アメリカ・ドル	4,430	46.45	205,773.50	47.89	212,152.70	20,839,759	1.48
29	アメリカ	株式	SYNTHES INC	ヘルスケア機器・サービス	スイス・フラン	1,834	120.00	220,080.00	121.90	223,564.60	19,130,422	1.36
30	ベルギー	株式	UCB SA	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	ユーロ	6,380	22.47	143,358.60	21.74	138,701.20	18,008,963	1.28

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率をいいます。

種類別及び業種別投資比率

（平成21年３月31日現在）

国内／外国	種類	業種	投資比率（%）
国内	株式	医薬品	10.64
外国	株式	食品・生活必需品小売り	0.85
		ヘルスケア機器・サービス	25.82
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	61.98
合計			99.31

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該業種の時価比率をいいます。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

（平成21年３月31日現在）

取引所	種類／名称等	簿価（円）	時価（円）	投資比率（%）
市場取引以外の取引	為替予約取引			
	買建			
	アメリカ・ドル	32,038,508	32,354,743	2.30
	スイス・フラン	28,098,840	28,421,013	2.02

（注１）時価の算定方法

為替予約取引

原則として、計算日の対顧客先物相場の仲値によって計算しております。

（注２）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

平成21年３月31日および同日前１年以内における各月末ならびに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（百万円）		基準価額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第１期（平成16年８月27日）	1,013	1,013	9,591	9,591
第２期（平成17年２月28日）	921	941	10,000	10,218
第３期（平成17年８月29日）	563	640	10,000	11,370
第４期（平成18年２月27日）	747	833	10,000	11,150
第５期（平成18年８月28日）	1,585	1,617	10,000	10,201
第６期（平成19年２月27日）	1,456	1,631	10,000	11,205
第７期（平成19年８月27日）	1,715	1,715	9,622	9,622
第８期（平成20年２月27日）	1,385	1,385	8,464	8,464
第９期（平成20年８月27日）	1,293	1,293	8,722	8,722
第10期（平成21年２月27日）	798	798	5,649	5,649
平成20年３月末日	1,193	—	7,340	—
平成20年４月末日	1,294	—	7,995	—
平成20年５月末日	1,339	—	8,312	—
平成20年６月末日	1,271	—	8,029	—
平成20年７月末日	1,288	—	8,442	—
平成20年８月末日	1,304	—	8,796	—
平成20年９月末日	1,073	—	7,416	—
平成20年10月末日	864	—	6,004	—
平成20年11月末日	796	—	5,569	—
平成20年12月末日	809	—	5,693	—
平成21年１月末日	815	—	5,748	—
平成21年２月末日	798	—	5,649	—
平成21年３月末日	814	—	5,781	—

（注）基準価額は１単位（１万口）当たりの純資産総額です。

②【分配の推移】

期	計算期間	１万口当たりの分配金（円）
第１期	自 平成16年２月27日 至 平成16年８月27日	0.00
第２期	自 平成16年８月28日 至 平成17年２月28日	217.80
第３期	自 平成17年３月１日 至 平成17年８月29日	1,370.10
第４期	自 平成17年８月30日 至 平成18年２月27日	1,150.10
第５期	自 平成18年２月28日 至 平成18年８月28日	201.00
第６期	自 平成18年８月29日 至 平成19年２月27日	1,205.40
第７期	自 平成19年２月28日 至 平成19年８月27日	0.00
第８期	自 平成19年８月28日 至 平成20年２月27日	0.00
第９期	自 平成20年２月28日 至 平成20年８月27日	0.00
第10期	自 平成20年８月28日 至 平成21年２月27日	0.00

③【収益率の推移】

期	計算期間	収益率（%）
第１期	自 平成16年２月27日 至 平成16年８月27日	△4.1
第２期	自 平成16年８月28日 至 平成17年２月28日	6.5
第３期	自 平成17年３月１日 至 平成17年８月29日	13.7
第４期	自 平成17年８月30日 至 平成18年２月27日	11.5
第５期	自 平成18年２月28日 至 平成18年８月28日	2.0
第６期	自 平成18年８月29日 至 平成19年２月27日	12.1
第７期	自 平成19年２月28日 至 平成19年８月27日	△3.8
第８期	自 平成19年８月28日 至 平成20年２月27日	△12.0
第９期	自 平成20年２月28日 至 平成20年８月27日	3.0
第10期	自 平成20年８月28日 至 平成21年２月27日	△35.2
	自 平成21年２月28日 至 平成21年３月31日	2.3

（注）収益率とは、各計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落）を基準とした、各計算期間末の基準価額（分配付）の上昇（または下落）率をいいます。
なお、第１期計算期間の収益率は、額面価額を基準に算出しています。

第二部【ファンドの詳細情報】

第１【ファンドの沿革】

平成16年２月27日 証券投資信託契約締結、設定、運用開始
平成19年１月４日 投資信託振替制度への移行に伴う重大な約款変更の適用

第２【手続等】

１【申込（販売）手続等】

取得の申込みは、申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後３時（半休日のときは午前11時）までに、販売会社所定の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の取得申込みとします。
ただし、ニューヨーク証券取引所あるいはニューヨークの銀行の休業日の場合には、取得の申込みはできません。（販売会社または委託会社において確認することができます。）
金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付を取消すことがあります。
※ 取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(1) 申込単位

（当初元本１口＝１円）

① 「分配金受取コース」
１万口単位または１万円以上１円単位です。

② 「自動けいぞく投資コース」
１万円以上１円単位です。

ただし、「自動けいぞく投資コース」に係る収益分配金の再投資による取得申込みについては、１円単位とします。
販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。なお、それぞれの販売会社の取扱いコースの照会先は当該販売会社となります。

(2)　申込手数料

（手数料率）申込代金に応じ、基準価額に対して	
３千万円未満の場合	上限3.150%（税抜3.000%）
３千万円以上１億円未満の場合	上限2.100%（税抜2.000%）
１億円以上５億円未満の場合	上限1.050%（税抜1.000%）
５億円以上の場合	上限0.525%（税抜0.500%）

申込手数料は、消費税等相当額を含みます。
ただし、償還金等をもってその支払いを行った販売会社でファンドを申込む場合には、当該償還金額の範囲内（単位型証券投資信託にあっては、当該償還金額と元本のいずれか大きい額とします。）で取得する口数について無手数料で取扱う場合があります。（償還乗換え優遇）
「自動けいぞく投資コース」に係る収益分配金の再投資による取得申込みについては、無手数料とします。
なお、申込手数料の照会先は販売会社となります。

(3)　申込代金

取得申込みの受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た額に、前記手数料率を乗じて得た申込手数料（消費税等相当額を含みます。）を加えた額が申込代金となります。

(4)　払込期日

取得申込者は、申込代金を販売会社が指定する期日までに払込むものとします。

２【換金（解約）手続等】

換金（解約または買取り）の請求は、原則として販売会社の営業日の午後３時（半休日のときは午前11時）までに、販売会社所定の方法で行われます。換金請求が行われ、かつ当該換金請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の換金請求とします。
※ 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求には制限を設ける場合があります。
ただし、ニューヨーク証券取引所あるいはニューヨークの銀行の休業日の場合には、換金の請求はできません。（販売会社または委託会社において確認することができます。）
なお、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、換金請求の受付を中止することおよびすでに受付けた換金請求の受付を取消すことがあります。換金請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の換金請求を撤回できます。ただし、受益者がその換金請求を撤回しない場合の解約価額（または買取価額）は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金請求を受付けたものとし、当該計算日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額（または買取価額）とします。
解約価額（または買取価額）は、販売会社において確認できます。
※ 換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るファンドの一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
なお、換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。
受益証券を所持している場合は、換金の請求に際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご留意ください。

(1) 解約

① 解約単位

販売会社が定める単位とします。

② 解約価額

解約の受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額とします。

③ 解約手数料

かかりません。

④ 信託財産留保額

解約の受付日の翌営業日の基準価額の0.3%とします。

⑤ 支払日

解約代金は、原則として解約の受付日から起算して５営業日目から、販売会社において、受益者に支払います。

(2) 買取り

① 買取単位

販売会社が定める単位とします。

② 買取価額

買取りの受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保相当額および税金（源泉徴収分のみ）に相当する額を差引いた価額とします。

③ 買取手数料

かかりません。

④ 信託財産留保相当額

買取りの受付日の翌営業日の基準価額の0.3%とします。

⑤ 支払日

買取代金は、原則として買取りの受付日から起算して５営業日目から、販売会社において、受益者に支払います。

※ 買取りにつきましては、販売会社に確認してください。

第３【管理及び運営】

１【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

① 基準価額の算出方法

基準価額は、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。（ただし、便宜上１万口当たりに換算した価額で表示することがあります。）

＊ 基準価額＝純資産総額÷受益権総口数

② ファンドの主な投資対象の評価方法

ａ．親投資信託受益証券

計算日の基準価額で評価します。

ｂ．国内株式

原則として金融商品取引所における計算日の最終相場で評価します。（ジャスダック証券取引所に上場されている株式は、計算日におけるジャスダック証券取引所が発表する基準値段で評価します。）

ｃ．外国株式

原則として金融商品取引所における計算時に知り得る直近の日の最終相場で評価します。

d．外貨建資産

外貨建資産の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値をもとに評価します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

③ 基準価額の算出頻度

委託会社の毎営業日において算出されます。

④ 基準価額の照会方法

基準価額の照会先は、販売会社または以下の通りです。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に略称「Gヘルス」として掲載されます。

国際投信投資顧問株式会社 電話番号：0120-759311（フリーダイヤル） （受付時間は委託会社の営業日の午前９時～午後５時（半休日のときは午前９時～正午）） ホームページ アドレス：http://www.kokusai-am.co.jp

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

平成16年２月27日から平成31年２月27日までとします。

なお、委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の更新が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を更新することができます。その場合において、あらかじめ、更新しようとする旨を監督官庁に届出ます。

（４）【計算期間】

毎年２月28日から８月27日および８月28日から翌年２月27日までとします。（ただし、第１計算期間は平成16年２月27日から平成16年８月27日とします。）

ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。なお、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

① ファンドの償還条件等

a．委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

b．委託会社は、一部解約により受益権の総口数が当初設定に係る受益権総口数の10分の１または10億口を下ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

c．委託会社は、信託の終了について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

d．解約しようとする旨の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は１ヵ月を下らないものとします。

e．１ヵ月を下らない一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の２分の１を超えるときは、信託契約の解約をしません。

f．委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

ｇ．ｄ．からｆ．までについては、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が１ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

ｈ．委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

ｉ．委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したとき、または業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

ｊ．監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、１ヵ月を下らない一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の２分の１を超える場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

ｋ．受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合、または委託会社または受益者が裁判所に受託会社の解任を請求し裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 約款の変更

ａ．委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。

ｂ．委託会社は、信託約款の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

ｃ．信託約款の変更内容が重大なものについて、変更しようとする旨およびその内容の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は１ヵ月を下らないものとします。

ｄ．１ヵ月を下らない一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の２分の１を超えるときは、この信託約款の変更をしません。

ｅ．委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

ｆ．委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、ａ．からｅ．までの規定にしたがいます。

③ 反対者の買取請求権

信託契約の解約または変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

④ 関係法人との契約の更改

ａ．委託会社と投資顧問会社との間で締結された「運用指図委託契約」の有効期間は、１年間とします。ただし、相手方に対し90日以上の事前の書面による意思表示の通知がないときは、１年毎に自動延長するものとします。

ｂ．委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」の契約期間は、契約締結日から１年とします。ただし双方から契約満了日の３ヵ月前までに別段の意思表示のないときは、さらに１年間延長するものとし、その後も同様とします。

⑤ 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑥ 信託事務の委託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書

類に基づいて所定の事務を行います。

⑦ 運用報告書

委託会社は、計算期間終了毎および償還時に、運用経過等を記載した運用報告書を作成し、かつ販売会社を経由して知られたる受益者に交付します。なお、当該運用報告書は委託会社等のホームページにおいても受益者その他一般投資者に対して開示されることがあります。

また、運用報告書を補完することを目的として、週次または月次に運用状況等を記載した情報提供資料を作成し、ホームページ等において受益者その他一般投資者に対して開示されることがあります。

２【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

(1) 収益分配金に対する受領権

受益者は、収益分配金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

①「分配金受取コース」

収益分配金は、税金を差引いた後、毎計算期間の終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して５営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から５年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

②「自動けいぞく投資コース」

収益分配金は、税金を差引いた後、「自動けいぞく投資契約」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

(2) 償還金に対する受領権

受益者は、償還金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（休業日のときは翌営業日）から起算して５営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(3) 換金（解約）の請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、換金（解約）請求する権利を有します。

解約金は、原則として解約の受付日から起算して５営業日目から、販売会社において、受益者に支払います。

なお、ニューヨーク証券取引所あるいはニューヨークの銀行が休業日の場合には、換金の請求はできません。（販売会社または委託会社において確認することができます。）

(4) 受益権均等分割

受益者は、自己に帰属する受益権の口数に応じて均等にファンドの受益権を保有します。

受益権は、信託の日時を異にすることにより、差異を生ずることはありません。

(5) 帳簿書類閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第４【ファンドの経理状況】

１　当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第２条の２の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成20年12月12日付内閣府令第80号により改正されておりますが、第９期計算期間（平成20年２月28日から平成20年８月27日まで）については改正前の財務諸表等規則に基づき作成しており、第10期計算期間（平成20年８月28日から平成21年２月27日まで）については改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

投資信託財産計算規則は、平成20年12月５日付内閣府令第79号により改正されておりますが、第９期計算期間（平成20年２月28日から平成20年８月27日まで）については改正前の投資信託財産計算規則に基づき作成しており、第10期計算期間（平成20年８月28日から平成21年２月27日まで）については改正後の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

また、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

２　当ファンドは、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第９期計算期間（平成20年２月28日から平成20年８月27日まで）および第10期計算期間（平成20年８月28日から平成21年２月27日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1 【財務諸表】

【グローバル・ヘルスケア＆バイオ・ファンド】

（1）【貸借対照表】

（単位：円）

	第９期 (平成20年８月27日現在)	第10期 (平成21年２月27日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	26,758,901	17,484,611
親投資信託受益証券	1,286,749,648	791,345,205
未収入金	1,000,000	―
未収利息	359	47
流動資産合計	1,314,508,908	808,829,863
資産合計	1,314,508,908	808,829,863
負債の部		
流動負債		
未払解約金	6,401,576	―
未払受託者報酬	668,915	480,786
未払委託者報酬	14,047,188	10,096,371
その他未払費用	66,828	48,018
流動負債合計	21,184,507	10,625,175
負債合計	21,184,507	10,625,175
純資産の部		
元本等		
元本	1,482,774,181	1,412,962,490
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△189,449,780	△614,757,802
（分配準備積立金）	8,141,478	7,858,675
元本等合計	1,293,324,401	798,204,688
純資産合計	1,293,324,401	798,204,688
負債純資産合計	1,314,508,908	808,829,863

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第９期 自 平成20年２月28日 至 平成20年８月27日	第10期 自 平成20年８月28日 至 平成21年２月27日
営業収益		
受取利息	26,324	12,350
有価証券売買等損益	49,672,861	△434,404,443
営業収益合計	49,699,185	△434,392,093
営業費用		
受託者報酬	668,915	480,786
委託者報酬	14,047,188	10,096,371
その他費用	66,828	48,018
営業費用合計	14,782,931	10,625,175
営業利益又は営業損失（△）	34,916,254	△445,017,268
経常利益又は経常損失（△）	34,916,254	△445,017,268
当期純利益又は当期純損失（△）	34,916,254	△445,017,268
一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△4,594,239	△13,028,397
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△251,437,893	△189,449,780
剰余金増加額又は欠損金減少額	27,072,602	10,501,269
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	27,072,602	10,501,269
剰余金減少額又は欠損金増加額	4,594,982	3,820,420
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	4,594,982	3,820,420
分配金	―	―
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△189,449,780	△614,757,802

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	第９期 自 平成20年２月28日 至 平成20年８月27日	第10期 自 平成20年８月28日 至 平成21年２月27日
１．運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左
２．費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	有価証券売買等損益の計上基準 同左

（貸借対照表に関する注記）

第９期 （平成20年８月27日現在）	第10期 （平成21年２月27日現在）
１．計算期間の末日における受益権の総数 1,482,774,181口	１．計算期間の末日における受益権の総数 1,412,962,490口
２．投資信託財産計算規則第55条の６第１項第10号に規定する額 元本の欠損　189,449,780円	２．投資信託財産計算規則第55条の６第１項第10号に規定する額 元本の欠損　614,757,802円
３．計算期間の末日における１単位当たりの純資産の額 １口当たりの純資産額　0.8722円 （１万口当たりの純資産額　8,722円）	３．計算期間の末日における１単位当たりの純資産の額 １口当たりの純資産額　0.5649円 （１万口当たりの純資産額　5,649円）

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第９期 自　平成20年２月28日 至　平成20年８月27日	第10期 自　平成20年８月28日 至　平成21年２月27日
１．信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 4,775,994円	１．信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 3,417,214円
２．分配金の計算過程 該当事項はありません。	２．分配金の計算過程 該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第９期 自　平成20年２月28日 至　平成20年８月27日	第10期 自　平成20年８月28日 至　平成21年２月27日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

第９期 自　平成20年２月28日 至　平成20年８月27日	第10期 自　平成20年８月28日 至　平成21年２月27日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（その他の注記）

１元本の増減

第９期 自　平成20年２月28日 至　平成20年８月27日		第10期 自　平成20年８月28日 至　平成21年２月27日	
期首元本額	1,636,900,242円	期首元本額	1,482,774,181円
期中追加設定元本額	21,169,738円	期中追加設定元本額	11,212,562円
期中一部解約元本額	175,295,799円	期中一部解約元本額	81,024,253円

２有価証券関係

第９期
自　平成20年２月28日
至　平成20年８月27日

売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

種類	貸借対照表計上額（円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	1,286,749,648	52,622,985
合計	1,286,749,648	52,622,985

第10期
自　平成20年８月28日
至　平成21年２月27日

売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

種類	貸借対照表計上額（円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	791,345,205	△412,340,177
合計	791,345,205	△412,340,177

３デリバティブ取引関係

第９期 自　平成20年２月28日 至　平成20年８月27日	第10期 自　平成20年８月28日 至　平成21年２月27日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

① 株式

該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

平成21年２月27日現在

種類	銘柄	総口数（口）	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	グローバル・ヘルスケア＆バイオ・オープンマザーファンド	502,792,557	791,345,205	
合計		502,792,557	791,345,205	

第２ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは「グローバル・ヘルスケア＆バイオ・オープン マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券であります。

なお、同親投資信託の状況は次の通りであります。

１．「グローバル・ヘルスケア＆バイオ・オープン マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

(1) 資産・負債の状況

区分	（平成20年８月27日現在）	（平成21年２月27日現在）
	金額（円）	金額（円）
資産の部		
流動資産		
預金	344,540	393,462
コール・ローン	22,856,167	10,770,314
株式	2,153,446,153	1,375,562,571
未収配当金	1,779,406	3,969,592
未収利息	306	29
流動資産 合計	2,178,426,572	1,390,695,968
資産合計	2,178,426,572	1,390,695,968
負債の部		
流動負債		
未払解約金	1,000,000	7,000,000
流動負債 合計	1,000,000	7,000,000
負債合計	1,000,000	7,000,000
純資産の部		
元本等		
元本		
元本	904,968,904	879,129,765
剰余金		
剰余金	1,272,457,668	504,566,203
純資産合計	2,177,426,572	1,383,695,968
負債・純資産合計	2,178,426,572	1,390,695,968

(2) 資産・負債の状況に関する事項

（重要な会計方針に関する事項）

項目	自 平成20年２月28日 至 平成20年８月27日	自 平成20年８月28日 至 平成21年２月27日
１．運用資産の評価基準及び評価方法	株式 原則として時価で評価しております。 時価評価に当っては、市場価額のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。	株式 同左
２．外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。	同左
３．費用・収益の計上基準	(1) 受取配当金の計上基準 受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 (2) 有価証券売買等損益及び為替予約取引による為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	(1) 受取配当金の計上基準 同左 (2) 有価証券売買等損益及び為替予約取引による為替差損益の計上基準 同左
４．その他	資産・負債の状況は、ファンドの計算期間末の平成20年８月27日現在であります。	資産・負債の状況は、ファンドの計算期間末の平成21年２月27日現在であります。

（有価証券に関する事項）

自　平成20年２月28日
至　平成20年８月27日

売買目的有価証券の計上額等

種類	計上額（円）
株式	2,153,446,153
合計	2,153,446,153

自　平成20年８月28日
至　平成21年２月27日

売買目的有価証券の計上額等

種類	計上額（円）
株式	1,375,562,571
合計	1,375,562,571

（デリバティブ取引に関する事項）

自 平成20年２月28日 至 平成20年８月27日	自 平成20年８月28日 至 平成21年２月27日
１．取引の状況に関する事項 (1) 取引の内容 当親投資信託の利用しているデリバティブ取引は為替予約取引であります。 (2) 取引に対する取組方針及び取引の利用目的 当親投資信託のデリバティブ取引は、運用上生じる信託財産が有するリスクの回避を目的としてデリバティブ取引を行っております。また、信託約款及びデリバティブ取引に関する社内規則に従って行われております。 (3) 取引に係るリスクの内容 デリバティブ取引は市場リスクを有しておりますが、当該取引についてはヘッジ対象の市場リスクの減殺を主な目的としており、当該評価損益が財務諸表に与える影響は限定的であります。 (4) 取引に係るリスクの管理体制 当親投資信託のデリバティブ取引は、委託会社のトレーディング部門から独立した部門が投資信託約款・関係諸法令等に照らし管理しております。また、デリバティブ取引のポジションや評価損益等について委託会社のマネジメントに定期的に報告をしております。 ２．取引の時価等に関する事項 該当事項はありません。	１．取引の状況に関する事項 (1) 取引の内容 同左 (2) 取引に対する取組方針及び取引の利用目的 同左 (3) 取引に係るリスクの内容 同左 (4) 取引に係るリスクの管理体制 同左 ２．取引の時価等に関する事項 該当事項はありません。

（その他の事項）

（平成20年８月27日現在）	
１．元本の増減	
期首（平成20年２月28日）元本額	978,279,875円
期首から平成20年８月27日までの	
追加設定元本額	34,418,953円
一部解約元本額	107,729,924円
平成20年８月27日現在の元本額	904,968,904円
２．平成20年８月27日における元本の内訳（＊）	
ベビーファンド	元本
グローバル・ヘルスケア＆バイオ・オープンＡコース（為替ヘッジあり）	222,193,260円
グローバル・ヘルスケア＆バイオ・オープンＢコース（為替ヘッジなし）	147,989,206円
グローバル・ヘルスケア＆バイオ・ファンド	534,786,438円
３．平成20年８月27日における１単位当たりの純資産の額	
１口当たりの純資産額	2.4061円
（１万口当たりの純資産額	24,061円）

（＊）当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託毎の元本額

（平成21年２月27日現在）	
１．元本の増減	
期首（平成20年８月28日）元本額	904,968,904円
期首から平成21年２月27日までの	
追加設定元本額	56,174,975円
一部解約元本額	82,014,114円
平成21年２月27日現在の元本額	879,129,765円
２．平成21年２月27日における元本の内訳（＊）	
ベビーファンド	元本
グローバル・ヘルスケア＆バイオ・オープンＡコース（為替ヘッジあり）	238,967,055円
グローバル・ヘルスケア＆バイオ・オープンＢコース（為替ヘッジなし）	137,370,153円
グローバル・ヘルスケア＆バイオ・ファンド	502,792,557円
３．平成21年２月27日における１単位当たりの純資産の額	
１口当たりの純資産額	1.5739円
（１万口当たりの純資産額	15,739円）

（＊）当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託毎の元本額

(3) 附属明細表

第１ 有価証券明細表

① 株式

平成21年２月27日現在

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
日本円	アステラス製薬	13,400	3,290.00	44,086,000	
	塩野義製薬	31,000	1,606.00	49,786,000	
	エーザイ	14,700	3,040.00	44,688,000	
	第一三共	23,700	1,591.00	37,706,700	
	小計	銘柄数：	4	176,266,700	
		組入時価比率：	12.7%	12.8%	
アメリカ・ドル	WALGREEN CO	11,000	23.30	256,300.00	
	AMERISOURCEBERGEN CORP	6,400	32.63	208,832.00	
	BAXTER INTERNATIONAL INC	3,850	54.87	211,249.50	
	BECKMAN COULTER INC	4,350	47.07	204,754.50	
	CARDINAL HEALTH INC	6,575	32.77	215,462.75	
	COMMUNITY HEALTH SYSTEMS INC	4,600	17.18	79,028.00	
	COVENTRY HEALTH CARE INC	11,225	11.88	133,353.00	
	COVIDIEN LTD	11,250	33.14	372,825.00	
	ECLIPSYS CORP	5,096	8.22	41,889.12	
	HEALTH MGMT ASSOCIATES INC-A	30,700	2.25	69,075.00	
	HUMANA INC	3,900	23.64	92,196.00	
	MCKESSON CORP	7,800	41.14	320,892.00	
	MEDTRONIC INC	21,250	31.80	675,750.00	
	ST JUDE MEDICAL INC	9,600	34.85	334,560.00	
	UNITEDHEALTH GROUP INC	22,100	20.07	443,547.00	
	ABBOTT LABORATORIES	4,430	50.58	224,069.40	
	AMGEN INC	11,550	51.23	591,706.50	
	AMYLIN PHARMACEUTICALS INC	15,600	9.82	153,192.00	
	BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	14,200	19.40	275,480.00	
	CEPHALON INC	4,175	67.40	281,395.00	
	ELAN CORP PLC -SPONS ADR	45,650	6.17	281,660.50	
	ELI LILLY & CO	14,550	31.04	451,632.00	
	FOREST LABORATORIES INC	16,300	21.36	348,168.00	
	GENENTECH INC	7,050	87.48	616,734.00	
	GILEAD SCIENCES INC	7,900	47.07	371,853.00	
	JOHNSON & JOHNSON	3,200	52.44	167,808.00	
	MEDICINES COMPANY	4,800	13.06	62,688.00	
	MERCK & CO. INC.	12,000	26.04	312,480.00	
	OSI PHARMACEUTICALS INC	3,900	35.96	140,244.00	
	PAREXEL INTERNATIONAL CORP	7,700	9.45	72,765.00	
	PFIZER INC	10,000	12.70	127,000.00	
	REGENERON PHARMACEUTICALS	8,800	15.40	135,520.00	
	SALIX PHARMACEUTICALS LTD	5,200	7.76	40,352.00	
	SANOFI-AVENTIS-ADR	13,700	26.38	361,406.00	
	SCHERING-PLOUGH CORP	42,375	17.04	722,070.00	
	TEVA PHARMACEUTICAL-SP ADR	15,559	44.33	689,730.47	
	VERTEX PHARMACEUTICALS INC	5,650	33.00	186,450.00	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
アメリカ・ドル	WATSON PHARMACEUTICALS INC	7,400	28.52	211,048.00	
	WYETH	11,050	41.14	454,597.00	
	小計	銘柄数：	39	10,939,762.74	
				(1,070,018,193)	
		組入時価比率：	77.3%	77.8%	
ユーロ	IPSEN	3,944	31.15	122,875.32	
	LABORATORIOS ALMIRALL SA	7,764	6.80	52,795.20	
	SANOFI-AVENTIS	1,734	42.59	73,851.06	
	UCB SA	9,893	23.36	231,149.94	
	小計	銘柄数：	4	480,671.52	
				(59,713,822)	
		組入時価比率：	4.3%	4.3%	
イギリス・ポンド	ASTRAZENECA PLC	11,501	23.57	271,078.57	
	小計	銘柄数：	1	271,078.57	
				(37,864,254)	
		組入時価比率：	2.7%	2.8%	
スイス・フラン	SYNTHES INC	1,834	139.50	255,843.00	
	小計	銘柄数：	1	255,843.00	
				(21,462,669)	
		組入時価比率：	1.6%	1.6%	
デンマーク・クローネ	H LUNDBECK A/S	4,900	125.25	613,725.00	
	小計	銘柄数：	1	613,725.00	
				(10,236,933)	
		組入時価比率：	0.7%	0.7%	
合計				1,375,562,571	
				(1,199,295,871)	

（注１）通貨種類毎の小計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。
（注２）合計金額欄の（ ）内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。
（注３）比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

② 株式以外の有価証券
該当事項はありません。

第２ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

（平成21年３月31日現在）

Ⅰ 資産総額	816,550,387円
Ⅱ 負債総額	1,618,897円
Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	814,931,490円
Ⅳ 発行済数量	1,409,644,815口
Ⅴ １単位（１万口）当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	5,781円

（参考）グローバル・ヘルスケア＆バイオ・オープン マザーファンド 純資産額計算書

（平成21年３月31日現在）

Ⅰ 資産総額	1,467,136,502円
Ⅱ 負債総額	60,779,052円
Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	1,406,357,450円
Ⅳ 発行済数量	871,460,119口
Ⅴ １単位（１万口）当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	16,138円

第５【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済口数（口）
第１期	自 平成16年２月27日 至 平成16年８月27日	1,113,494,562	57,129,021	1,056,365,541
第２期	自 平成16年８月28日 至 平成17年２月28日	28,835,772	164,178,988	921,022,325
第３期	自 平成17年３月１日 至 平成17年８月29日	4,681,222	362,350,730	563,352,817
第４期	自 平成17年８月30日 至 平成18年２月27日	287,509,281	103,160,198	747,701,900
第５期	自 平成18年２月28日 至 平成18年８月28日	882,741,352	44,681,114	1,585,762,138
第６期	自 平成18年８月29日 至 平成19年２月27日	201,746,606	331,387,434	1,456,121,310
第７期	自 平成19年２月28日 至 平成19年８月27日	546,167,577	218,847,135	1,783,441,752
第８期	自 平成19年８月28日 至 平成20年２月27日	60,248,049	206,789,559	1,636,900,242
第９期	自 平成20年２月28日 至 平成20年８月27日	21,169,738	175,295,799	1,482,774,181
第10期	自 平成20年８月28日 至 平成21年２月27日	11,212,562	81,024,253	1,412,962,490
	自 平成21年２月28日 至 平成21年３月31日	1,839,616	5,157,291	1,409,644,815

（注）第１期の設定口数には当初設定時の設定口数を含んでおります。

第三部【特別情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

平成21年３月末現在：26億８千万円
会社が発行する株式総数：50,000株
発行済株式総数：12,998株
過去５年間における資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2) 会社の機構

① 会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は選任後１年内の最終の事業年度に関する定時株主総会の終結のときまでです。
取締役会の決議により、取締役会長１名、取締役社長１名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができます。
また、取締役会は、代表取締役を選定し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

② 投資運用の意思決定機構

投資環境検討会議にて経済環境や投資環境についての検討を行い、運用会議にてファンドの運用方針を決定し、ファンドマネージャーは運用方針に基づき運用計画を作成し、売買に関する指図を行います。
投資環境検討会議は、取締役社長、運用および調査関連役職員で構成し、運用担当役員が議長となり、原則として月１回開催され、経済環境等の長期的な構造変化や中長期的な投資環境について分析し検討を行います。
運用会議には株式運用会議、債券運用会議等があり、運用関連役職員で構成し、運用担当役員が議長となり、原則として月１回開催され、ファンドの運用方針を決定します。
ファンドマネージャーは運用会議に運用方針計画書を提出し承認された後、運用実施計画書を作成します。この計画に基づいて売買の指図を行い、ポートフォリオを構築します。なお、随時投資環境、投資対象ならびに資産状況について分析および検討し、ポートフォリオの見直しを行います。
上記のほか、運用部門から独立したリスク管理担当部署において、多面的にファンドの投資リスク管理を行っています。

２【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成21年３月末現在、委託会社が運用する公募の証券投資信託は以下の通りです。

種類	本数（本）	純資産総額（百万円）
単位型株式投資信託	4	13,477
追加型株式投資信託	46	5,275,529
単位型公社債投資信託	0	0
追加型公社債投資信託	6	464,504
合計	56	5,753,510

３【委託会社等の経理状況】

１．当社の財務諸表は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第２条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

第10期事業年度（平成18年４月１日から平成19年３月31日まで）は、改正前の財務諸表等規則、並びに同規則第２条の規定に基づき改正前の「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則」（平成12年総理府令第129号）により作成し、第11期事業年度（平成19年４月１日から平成20年３月31日まで）は、改正後の財務諸表等規則、並びに同規則第２条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」により作成しております。

また、当社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」により作成しております。

２．財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

３．当社は、証券取引法第193条の２の規定に基づき、第10期事業年度（平成18年４月１日から平成19年３月31日まで）の財務諸表について、並びに、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第11期事業年度（平成19年４月１日から平成20年３月31日まで）の財務諸表について、新日本監査法人による監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第12期事業年度に係る中間会計期間（平成20年４月１日から平成20年９月30日まで）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

なお、新日本監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年７月1日をもって新日本有限責任監査法人となりました。

（１）【貸借対照表】

		第10期（平成19年３月31日現在）			第11期（平成20年３月31日現在）		
区分	注記番号	金額（千円）		構成比（%）	金額（千円）		構成比（%）
（資産の部）							
流動資産							
現金			284			280	
預金			16,278,277			5,115,510	
有価証券			26,680,567			32,646,163	
支払委託金			13,533			―	
収益分配金		676			―		
償還金		12,857			―		
前払費用			49,842			62,716	
未収委託者報酬			3,212,057			3,386,556	
未収収益			64,169			78,775	
繰延税金資産			776,820			680,302	
その他			26,975			45,878	
流動資産計			47,102,527	70.7		42,016,183	51.3
固定資産							
有形固定資産			662,095	1.0		682,949	0.8
建物	※１	243,314			274,771		
器具備品	※１	232,780			222,177		
土地		186,000			186,000		
無形固定資産			547,362	0.8		1,049,758	1.3
ソフトウェア	※１	546,326			1,048,940		
その他	※１	1,035			817		
投資その他の資産			18,340,124	27.5		38,221,986	46.6
投資有価証券		17,785,272			37,281,662		
関係会社株式		45,764			―		
従業員貸付金		28,675			25,075		
長期差入保証金		415,422			436,610		
繰延税金資産		37,610			451,259		
その他		98,484			98,484		
貸倒引当金		△71,104			△71,104		
固定資産計			19,549,581	29.3		39,954,694	48.7
資産合計			66,652,108	100.0		81,970,877	100.0

		第10期（平成19年３月31日現在）			第11期（平成20年３月31日現在）		
区分	注記番号	金額（千円）		構成比（%）	金額（千円）		構成比（%）
（負債の部）							
流動負債							
預り金			25,616			38,126	
未払金			2,201,434			1,947,530	
未払収益分配金		2,864			1,802		
未払償還金		207,853			82,148		
未払手数料		1,513,405			1,565,677		
その他未払金		477,310			297,901		
未払費用			1,071,296			1,082,805	
未払法人税等			6,508,115			6,145,196	
賞与引当金			494,546			477,956	
役員賞与引当金			125,000			125,000	
その他流動負債			526			―	
流動負債計			10,426,535	15.6		9,816,615	12.0
固定負債							
時効後支払損引当金			―			67,798	
退職給付引当金			453,153			790,305	
役員退職慰労引当金			―			232,660	
固定負債計			453,153	0.7		1,090,764	1.3
負債合計			10,879,689	16.3		10,907,380	13.3
（純資産の部）							
株主資本							
資本金			2,680,000	4.0		2,680,000	3.3
資本剰余金			670,000	1.0		670,000	0.8
資本準備金		670,000			670,000		
利益剰余金			52,136,485	78.2		67,719,164	82.6
その他利益剰余金		52,136,485			67,719,164		
繰越利益剰余金		52,136,485	52,136,485		67,719,164		
自己株式			△5,174	△0.0		△11,534	△0.0
株主資本合計			55,481,310	83.2		71,057,629	86.7
評価・換算差額等							
その他有価証券評価差額金			291,109	0.4		5,868	0.0
評価・換算差額等合計			291,109	0.4		5,868	0.0
純資産合計			55,772,419	83.7		71,063,497	86.7
負債・純資産合計			66,652,108	100.0		81,970,877	100.0

（２）【損益計算書】

		第10期 自 平成18年４月１日 至 平成19年３月31日			第11期 自 平成19年４月１日 至 平成20年３月31日		
区分	注記番号	金額（千円）		百分比（%）	金額（千円）		百分比（%）
営業収益							
委託者報酬			77,449,738			79,636,028	
投資顧問収入			12,651			—	
営業収益計			77,462,390	100.0		79,636,028	100.0
営業費用							
支払手数料			37,275,614			37,607,018	
広告宣伝費			1,680,446			1,636,618	
公告費			3,726			2,878	
受益証券発行費			56,281			—	
調査費			4,081,968			4,585,056	
調査費		432,218			491,430		
委託調査費		3,649,750			4,093,625		
委託計算費			183,089			213,163	
営業雑経費			875,873			1,293,815	
通信費		118,367			161,779		
印刷費		699,413			1,076,194		
協会費		47,705			43,242		
諸会費		3,725			3,902		
諸経費		6,661			8,697		
営業費用計			44,156,999	57.0		45,338,552	56.9
一般管理費							
給料			2,355,857			3,178,782	
役員報酬	※１	192,620			200,100		
給与・手当		1,686,500			2,549,780		
賞与		476,736			428,902		
賞与引当金繰入			494,546			477,956	
役員賞与引当金繰入			125,000			120,500	
交際費			46,197			55,139	
旅費交通費			93,856			152,581	
租税公課			175,834			183,942	
不動産賃借料			439,432			516,604	
役員退職金			33,410			—	
退職給付費用			147,520			182,763	
役員退職慰労引当金繰入			—			69,440	

		第10期 自 平成18年４月１日 至 平成19年３月31日			第11期 自 平成19年４月１日 至 平成20年３月31日		
区分	注記番号	金額（千円）		百分比（%）	金額（千円）		百分比（%）
固定資産減価償却費			210,156			349,139	
諸経費			1,011,924			1,165,835	
一般管理費計			5,133,736	6.6		6,452,685	8.1
営業利益			28,171,654	36.4		27,844,791	35.0
営業外収益							
受取配当金			24,157			9,399	
有価証券利息			146,039			460,607	
受取利息			941			5,908	
時効成立分配金・償還金			78,242			90,626	
その他			12,459			4,499	
営業外収益計			261,840	0.3		571,041	0.7
営業外費用							
支払利息			125			125	
時効成立後支払分配金・償還金			87,572			17,229	
時効後支払損引当金繰入額			—			67,798	
その他			2,132			2,009	
営業外費用計			89,829	0.1		87,163	0.1
経常利益			28,343,665	36.6		28,328,669	35.6
特別利益							
投資有価証券売却益			187,186			222,287	
関係会社株式売却益	※２		70,840			23,800	
ゴルフ会員権売却益			27,646			—	
特別利益計			285,672	0.4		246,087	0.3
特別損失							
投資有価証券評価減			18,500			—	
過年度役員退職慰労引当金繰入額			—			216,730	
退職給付費用			—			258,635	
特別損失計			18,500	0.0		475,365	0.6
税引前当期純利益			28,610,838	36.9		28,099,391	35.3
法人税、住民税及び事業税			11,477,937	14.8		11,707,827	14.7
法人税等調整額			△101,322	—		△165,744	—
当期純利益			17,234,224	22.2		16,557,308	20.8

（３）【株主資本等変動計算書】

（株主資本等変動計算書）

（単位：千円）

第10期 自　平成18年４月１日 至　平成19年３月31日					
	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
平成18年３月31日残高	2,680,000	670,000	670,000	35,677,057	35,677,057
事業年度中の変動額					
剰余金の配当（注）				△649,797	△649,797
役員賞与（注）				△125,000	△125,000
当期純利益				17,234,224	17,234,224
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）					
事業年度中の変動額合計	－	－	－	16,459,427	16,459,427
平成19年３月31日残高	2,680,000	670,000	670,000	52,136,485	52,136,485

	株主資本		評価・換算差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	
平成18年３月31日残高	△2,499	39,024,557	662,629	39,687,187
事業年度中の変動額				
剰余金の配当（注）		△649,797		△649,797
役員賞与（注）		△125,000		△125,000
当期純利益		17,234,224		17,234,224
自己株式の取得	△2,675	△2,675		△2,675
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			△371,520	△371,520
事業年度中の変動額合計	△2,675	16,456,752	△371,520	16,085,232
平成19年３月31日残高	△5,174	55,481,310	291,109	55,772,419

（注）平成18年６月の定時株主総会における利益処分項目であります。

（単位：千円）

第11期 自 平成19年４月１日 至 平成20年３月31日					
	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
平成19年３月31日残高	2,680,000	670,000	670,000	52,136,485	52,136,485
事業年度中の変動額					
剰余金の配当				△974,629	△974,629
当期純利益				16,557,308	16,557,308
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)					
事業年度中の変動額合計	―	―	―	15,582,679	15,582,679
平成20年３月31日残高	2,680,000	670,000	670,000	67,719,164	67,719,164

	株主資本		評価・換算差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	
平成19年３月31日残高	△5,174	55,481,310	291,109	55,772,419
事業年度中の変動額				
剰余金の配当		△974,629		△974,629
当期純利益		16,557,308		16,557,308
自己株式の取得	△6,360	△6,360		△6,360
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			△285,240	△285,240
事業年度中の変動額合計	△6,360	15,576,318	△285,240	15,291,078
平成20年３月31日残高	△11,534	71,057,629	5,868	71,063,497

［重要な会計方針］

第10期 自 平成18年４月１日 至 平成19年３月31日	第11期 自 平成19年４月１日 至 平成20年３月31日
１．有価証券の評価基準及び評価方法 (1) 満期保有目的の債券 償却原価法（定額） (2) その他有価証券 ①時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定している) ②時価のないもの 総平均法による原価法	１．有価証券の評価基準及び評価方法 (1) 満期保有目的の債券 同左 (2) その他有価証券 ①時価のあるもの 同左 ②時価のないもの 同左
２．固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物　８～50年 器具備品　３～15年	２．固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産 同左
(2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。	(2) 無形固定資産 同左
３．引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。	３．引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 同左
(2) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。	(2) 賞与引当金 同左
(3) 役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与の支払いに備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。	(3) 役員賞与引当金 同左

第10期 自 平成18年４月１日 至 平成19年３月31日	第11期 自 平成19年４月１日 至 平成20年３月31日
(4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職一時金及び適格退職年金について退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。	(4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職一時金及び適格退職年金について退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。 （会計処理方法の変更） 当社は退職給付債務の算定にあたり、前事業年度まで簡便法によっておりましたが、当事業年度から原則法による算定方法に変更しております。 この変更は、従業員数の増加により、下期において退職給付債務の重要性が増したため、その算定の精度を高め、退職給付費用の損益計算をより適正化するために行ったものであります。 この変更にともない、当事業年度末における退職給付債務について計算した簡便法と原則法の差額258,635千円を特別損失に計上しております。この結果、従来と同一の方法によった場合と比較して税引前当期純利益は258,635千円減少しております。
(5) ――――	(5) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当事業年度末における要支給額を計上しております。
(6) ――――	(6) 時効後支払損引当金 負債計上を中止した未払収益分配金、未払償還金について過去の支払実績に基づき計上しております。
４．リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	４．リース取引の処理方法 同左
５．消費税等の会計処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。	５．消費税等の会計処理方法 同左

［重要な会計方針の変更］

第10期 自 平成18年４月１日 至 平成19年３月31日	第11期 自 平成19年４月１日 至 平成20年３月31日
１．役員賞与に関する会計基準 役員賞与は、従来、株主総会の利益処分案決議により未処分利益の減少として会計処理しておりましたが、当事業年度より「役員賞与に関する会計基準」（企業会計基準第４号 平成17年11月29日）を適用し、発生した期間の費用として処理することとしております。この結果、従来の方法と比較して、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ125,000千円減少しております。	１．――――――
２．貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等 当事業年度末より貸借対照表の表示について「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第５号 平成17年12月９日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第８号 平成17年12月９日）を適用しております。これまでの資本の部の合計に相当する金額は55,772,419千円であります。	２．――――――
３．――――――	３．役員退職慰労引当金 役員退職慰労金は、従来支出時の費用として処理しておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 平成19年４月13日 監査・保証実務委員会報告第42号。以下、「監査・保証実務委員会報告第42号」という）を適用し、当事業年度から内規に基づく当期末要支給額を役員退職慰労引当金として計上する方法に変更しております。 この変更により、当期発生額69,440千円は一般管理費に計上し、過年度発生額216,730千円については、特別損失に計上しております。 この結果、従来の方法に比較して、営業利益、及び経常利益はそれぞれ69,440千円、税引前当期純利益は286,170千円減少しております。

第10期 自 平成18年４月１日 至 平成19年３月31日	第11期 自 平成19年４月１日 至 平成20年３月31日
４．――――――――――――――――	４．固定資産の減価償却の方法 法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成19年４月１日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。これにより、従来の方法に比較して、営業利益、経常利益、及び税引前当期純利益はそれぞれ15,190千円減少しております。
５．――――――――――――――――	５．時効後支払損引当金 負債計上を中止した未払収益分配金、未払償還金について、「監査・保証実務委員会報告第42号」を適用し、将来の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づき、必要額を計上しております。これにより、従来の方法に比較して、経常利益、及び税引前当期純利益はそれぞれ67,798千円減少しております。

［表示方法の変更］

第10期 自 平成18年４月１日 至 平成19年３月31日	第11期 自 平成19年４月１日 至 平成20年３月31日
――――――――――――――――	前事業年度において、「法人税等」として表示されていたものは、当事業年度から「法人税、住民税及び事業税」と表示しております。

［追加情報］

第10期 自 平成18年４月１日 至 平成19年３月31日	第11期 自 平成19年４月１日 至 平成20年３月31日
――――――――――――――――	（固定資産の減価償却の方法） 平成19年度の法人税法改正に伴い、平成19年３月31日以前に取得した資産につきましては、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の５％に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の５％相当額と備忘価額との差額を５年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。なお、当該変更による損益への影響は軽微であります。

［注記事項］

（貸借対照表関係）

第10期 （平成19年３月31日現在）	第11期 （平成20年３月31日現在）
※１．有形固定資産及び無形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。 建物　369,146千円 器具備品　250,902千円 ソフトウェア　742,262千円 その他　7,358千円	※１．有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。 建物　406,401千円 器具備品　354,130千円

（損益計算書関係）

第10期 自 平成18年４月１日 至 平成19年３月31日	第11期 自 平成19年４月１日 至 平成20年３月31日
※１．役員報酬の年額限度額は次のとおりであります。 取締役　350,000千円 監査役　100,000千円 ※２．関係会社株式売却益は三菱ＵＦＪ証券会社株式の売却によるものです。	※１．―――――――――――――――― ※２．関係会社株式売却益は三菱ＵＦＪ証券会社株式の売却によるものです。

（株主資本等変動計算書関係）

Ⅰ．第10期（自 平成18年４月１日 至 平成19年３月31日）

１．発行済株式の種類及び株式数　（単位：株）

	前事業年度末株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
発行済株式				
普通株式	12,998	―	―	12,998

２．自己株式の種類及び株式数　（単位：株）

	前事業年度末株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
自己株式				
普通株式	2	0	―	3

（注）増加は端株の買取りによるものであります。

３．剰余金の配当

(1) 配当金の支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額	１株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成18年６月29日定時株主総会	普通株式	649百万円	50,000円	平成18年３月31日	平成18年６月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成19年６月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

（決議）	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	１株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成19年６月28日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	974百万円	75,000円	平成19年３月31日	平成19年６月29日

Ⅱ．第11期（自 平成19年４月１日 至 平成20年３月31日）

１．発行済株式の種類及び株式数

（単位：株）

	前事業年度末株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
発行済株式				
普通株式	12,998	－	－	12,998

２．自己株式の種類及び株式数

（単位：株）

	前事業年度末株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
自己株式				
普通株式	3	1	－	4

（注）増加は端株の買取りによるものであります。

３．剰余金の配当

(1) 配当金の支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額	１株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成19年６月28日定時株主総会	普通株式	974百万円	75,000円	平成19年３月31日	平成19年６月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成20年６月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

（決議）	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	１株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成20年６月26日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,299百万円	100,000円	平成20年３月31日	平成20年６月27日

（リース取引関係）

第10期 自 平成18年４月１日 至 平成19年３月31日	第11期 自 平成19年４月１日 至 平成20年３月31日
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 １．リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 器具備品 取得価額相当額 22,543千円 減価償却累計額相当額 13,248千円 期末残高相当額 9,294千円 ２．未経過リース料期末残高相当額 １年内 4,642千円 １年超 4,647千円 合計 9,289千円 ３．支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 5,034千円 減価償却費相当額 4,753千円 支払利息相当額 262千円 ４．減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ５．利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分法については、利息法によっております。	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 １．リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 器具備品 取得価額相当額 18,903千円 減価償却累計額相当額 12,309千円 期末残高相当額 6,593千円 ２．未経過リース料期末残高相当額 １年内 4,429千円 １年超 2,326千円 合計 6,756千円 ３．支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 5,985千円 減価償却費相当額 5,656千円 支払利息相当額 334千円 ４．減価償却費相当額の算定方法 同左 ５．利息相当額の算定方法 同左

（有価証券関係）

有価証券

１．満期保有目的の債券で時価のあるもの

	種類	第10期（平成19年３月31日）			第11期（平成20年３月31日）		
		貸借対照表日における貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）	貸借対照表日における貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	①国債	―	―	―	5,482,282	5,482,815	532
	②社債	4,035,308	4,043,048	7,739	13,384,810	13,470,742	85,932
	③その他	11,223,222	11,228,797	5,575	31,943,065	32,042,011	98,945
小計		15,258,531	15,271,845	13,314	50,810,158	50,995,569	185,411
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	①国債	―	―	―	3,989,163	3,988,613	△549
	②社債	7,379,824	7,366,240	△13,584	7,604,662	7,597,276	△7,385
	③その他	19,354,613	19,336,043	△18,570	7,008,123	6,993,003	△15,120
小計		26,734,438	26,702,283	△32,155	18,601,949	18,578,893	△23,055
合計		41,992,969	41,974,128	△18,840	69,412,107	69,574,462	162,355

２．その他有価証券で時価のあるもの

	第10期（平成19年３月31日）			第11期（平成20年３月31日）		
	取得原価（千円）	貸借対照表日における貸借対照表計上額（千円）	差額（千円）	取得原価（千円）	貸借対照表日における貸借対照表計上額（千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの						
①株式	323,624	739,692	416,068	45,466	110,768	65,301
②債券	―	―	―	―	―	―
③その他	299,550	321,780	22,230	―	―	―
小計	623,174	1,061,472	438,298	45,466	110,768	65,301
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの						
①株式	―	―	―	16,500	13,140	△3,360
②債券	―	―	―	―	―	―
③その他	―	―	―	298,350	238,080	△60,270
小計	―	―	―	314,850	251,220	△63,630
合計	623,174	1,061,472	438,298	360,316	361,988	1,671

（注）取得原価は減損処理後の金額で記載しております。その他有価証券で時価のあるもののうち、前事業年度は18,500千円の減損処理を行い、当事業年度は減損処理を行っておりません。なお、決算日の時価が取得原価に比べて50%以上下落した銘柄についてはすべて、30%以上50%未満下落した銘柄については回復可能性があると認められるものを除き、減損処理を行うこととしております。

３．当事業年度に売却したその他有価証券

	第10期 自 平成18年４月１日 至 平成19年３月31日	第11期 自 平成19年４月１日 至 平成20年３月31日
売却額（千円）	1,355,591	3,515,325
売却益の合計額（千円）	258,026	246,087
売却損の合計額（千円）	－	－

４．時価評価されていない有価証券

	第10期（平成19年３月31日）	第11期（平成20年３月31日）
	貸借対照表計上額（千円）	貸借対照表計上額（千円）
満期保有目的の債券	1,301,431	－
その他有価証券 非上場株式	155,730	153,730
合計	1,457,161	153,730

５．満期保有目的の債券の今後の償還予定額

	第10期（平成19年３月31日）		第11期（平成20年３月31日）	
	１年以内 （千円）	１年超５年以内 （千円）	１年以内 （千円）	１年超５年以内 （千円）
国債	－	－	9,500,000	－
社債	6,460,000	5,700,000	4,700,000	16,100,000
その他	20,141,500	10,949,000	18,476,000	20,403,000
合計	26,601,500	16,649,000	32,676,000	36,503,000

（デリバティブ取引関係）

第10期 自 平成18年４月１日 至 平成19年３月31日	第11期 自 平成19年４月１日 至 平成20年３月31日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（税効果会計関係）

第10期 （平成19年３月31日現在）	第11期 （平成20年３月31日現在）
１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 （繰延税金資産）　千円 投資有価証券評価減　82,134 ゴルフ会員権評価減　65,889 賞与引当金　200,785 役員賞与引当金　50,750 退職給付引当金　183,980 事業税及び事業所税　483,596 減損損失　357,585 その他　79,547 繰延税金資産小計　1,504,271 評価性引当額　△538,091 繰延税金資産合計　966,179 （繰延税金負債） 未収配当金　4,559 その他有価証券評価差額金　147,189 繰延税金負債合計　151,748 差引：繰延税金資産の純額　814,430	１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 （繰延税金資産）　千円 投資有価証券評価減　77,946 ゴルフ会員権評価減　65,889 賞与引当金　194,050 退職給付引当金　320,864 役員退職慰労引当金　94,459 時効後支払損引当金　27,526 事業税及び事業所税　455,439 減損損失　355,843 その他有価証券評価差額金　4,197 その他　67,604 繰延税金資産小計　1,663,822 評価性引当額　△531,530 繰延税金資産合計　1,132,291 （繰延税金負債） 未収配当金　730 繰延税金負債合計　730 差引：繰延税金資産の純額　1,131,561
２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の５以下であるため注記を省略しております。	２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 同左

（退職給付関係）

第10期

１．採用している退職給付制度

当社は、確定給付型の制度として、適格退職年金制度及び退職一時金制度を設けております。
また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

２．退職給付債務に関する事項（平成19年３月31日現在）

(1) 退職給付債務	△1,179,929千円
(2) 年金資産	726,775
(3) 退職給付引当金(1)－(2)	△453,153

３．退職給付費用に関する事項（自平成18年４月１日 至平成19年３月31日）

(1) 勤務費用（注）	147,520千円
(2) 会計基準変更時差異の費用処理額	―
(3) 退職給付費用 (1)＋(2)	147,520

（注）確定拠出年金への拠出額8,252千円が含まれております。

４．退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

会計基準変更時差異の処理年数　　適用初年度において一括費用処理しております。

５．退職給付債務及び退職給付費用の算定方法として簡便法を採用しております。

第11期

１．採用している退職給付制度

当社は、確定給付型の制度として、適格退職年金制度及び退職一時金制度を設けております。
また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

２．退職給付債務に関する事項（平成20年３月31日現在）

(1) 退職給付債務	△1,654,321千円
(2) 年金資産	864,015
(3) 退職給付引当金(1)-(2)	△790,305

３．退職給付費用に関する事項（自平成19年４月１日 至平成20年３月31日）

(1) 勤務費用（注１）	172,328千円
(2) 簡便法から原則法への変更差額（注２）	258,635
(3) 会計基準変更時差異の費用処理額	―
(4) その他（注３）	10,434
(5) 退職給付費用 (1)＋(2)＋(3)＋(4)	441,398

（注１）当事業年度末より退職給付債務の計算方法を簡便法から原則法に変更しております。したがって、上記の勤務費用は簡便法により計算されたものです。

（注２）退職給付債務の算定にあたり、簡便法から原則法に変更したことによる当事業年度末における当該債務の差額であり、特別損失に計上しております。

（注３）確定拠出年金への掛金拠出額であります。

４．退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

(1) 退職給付見込額の期間按分方法　期間定額基準
(2) 割引率　1.8%
(3) 期待運用収益率　1.8%
(4) 会計基準変更時差異の処理年数　適用初年度において一括費用処理しております。

５．退職給付債務及び退職給付費用の算定方法として、前事業年度まで簡便法によっておりましたが、当事業年度末から原則法による算定方法に変更しております。

（関連当事者との取引）

Ⅰ．第10期（自 平成18年４月１日 至 平成19年３月31日）
該当事項はありません。

Ⅱ．第11期（自 平成19年４月１日 至 平成20年３月31日）
該当事項はありません。

（１株当たり情報）

第10期 自　平成18年４月１日 至　平成19年３月31日	第11期 自　平成19年４月１日 至　平成20年３月31日
１株当たり純資産額　　4,291,817円02銭 １株当たり当期純利益　　1,326,169円67銭 なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 １株当たり当期純利益の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益　17,234,224千円 普通株式に係る当期純利益　17,234,224千円 普通株主に帰属しない金額の主な内訳 －千円 普通株式の期中平均株式数　　12,995株 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要 該当事項はありません。	１株当たり純資産額　　5,469,128円02銭 １株当たり当期純利益　　1,274,194円86銭 なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 １株当たり当期純利益の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益　16,557,308千円 普通株式に係る当期純利益　16,557,308千円 普通株主に帰属しない金額の主な内訳 －千円 普通株式の期中平均株式数　　12,994株 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要 該当事項はありません。

中間財務諸表

(1)中間貸借対照表

		第12期中間会計期間末 （平成20年９月30日現在）		
区分	注記番号	金額（千円）		構成比（%）
（資産の部）				
流動資産				
現金及び預金			2,688,855	
有価証券			26,590,707	
前払費用			58,063	
未収委託者報酬			3,223,044	
繰延税金資産			662,814	
その他			163,405	
流動資産合計			33,386,891	37.7
固定資産				
有形固定資産	※１		647,729	
建物		257,031		
器具備品		204,697		
土地		186,000		
無形固定資産			1,432,485	
投資その他の資産			53,033,621	
投資有価証券		51,946,595		
従業員貸付金		23,275		
長期差入保証金		491,826		
繰延税金資産		544,544		
その他		98,484		
貸倒引当金		△71,104		
固定資産合計			55,113,837	62.3
資産合計			88,500,728	100.0

		第12期中間会計期間末 （平成20年９月30日現在）		
区分	注記番号	金額（千円）		構成比（%）
（負債の部）				
流動負債				
預り金			41,688	
未払金			1,831,821	
未払収益分配金		1,978		
未払償還金		67,058		
未払手数料		1,483,918		
その他未払金		278,865		
未払費用			1,184,527	
未払法人税等			5,905,326	
賞与引当金			485,318	
役員賞与引当金			62,500	
流動負債合計			9,511,182	10.7
固定負債				
時効後支払損引当金			65,134	
退職給付引当金			806,796	
役員退職慰労引当金			190,830	
固定負債合計			1,062,761	1.2
負債合計			10,573,944	11.9
（純資産の部）				
株主資本				
資本金			2,680,000	3.0
資本剰余金			670,000	0.8
資本準備金		670,000		
利益剰余金			74,730,408	84.4
その他利益剰余金		74,730,408		
繰越利益剰余金		74,730,408		
自己株式			△14,488	△0.0
株主資本合計			78,065,920	88.2
評価・換算差額等				
その他有価証券評価差額金			△139,135	△0.2
評価・換算差額等合計			△139,135	△0.2
純資産合計			77,926,784	88.1
負債・純資産合計			88,500,728	100.0

(2)中間損益計算書

		第12期中間会計期間 自 平成20年４月１日 至 平成20年９月30日		
区分	注記番号	金額（千円）		百分比（%）
営業収益				
委託者報酬			39,809,780	
営業収益計			39,809,780	100.0
営業費用・一般管理費				
営業費用			22,492,212	56.5
支払手数料		18,700,974		
その他営業費用		3,791,238		
一般管理費	※１		3,573,594	9.0
営業費用・一般管理費計			26,065,806	65.5
営業利益			13,743,973	34.5
営業外収益				
受取利息及び配当金		319,368		
時効成立分配金・償還金		15,223		
その他の営業外収益		5,431		
営業外収益計			340,024	0.9
営業外費用				
その他の営業外費用		1,459		
営業外費用計			1,459	0.0
経常利益			14,082,538	35.4
特別損失				
投資有価証券評価減			13,200	0.0
税引前中間純利益			14,069,338	35.3
法人税、住民税及び事業税			5,739,019	14.4
法人税等調整額			19,717	0.0
中間純利益			8,310,601	20.9

（3）中間株主資本等変動計算書

第12期中間会計期間（自 平成20年４月1日 至 平成20年９月30日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
平成20年３月31日残高	2,680,000	670,000	670,000	67,719,164	67,719,164
中間会計期間中の変動額					
剰余金の配当				△1,299,357	△1,299,357
中間純利益				8,310,601	8,310,601
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)					
中間会計期間中の変動額合計	―	―	―	7,011,244	7,011,244
平成20年９月30日残高	2,680,000	670,000	670,000	74,730,408	74,730,408

	株主資本		評価・換算差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	
平成20年３月31日残高	△11,534	71,057,629	5,868	71,063,497
中間会計期間中の変動額				
剰余金の配当		△1,299,357		△1,299,357
中間純利益		8,310,601		8,310,601
自己株式の取得	△2,953	△2,953		△2,953
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)		―	△145,004	△145,004
中間会計期間中の変動額合計	△2,953	7,008,290	△145,004	6,863,286
平成20年９月30日残高	△14,488	78,065,920	△139,135	77,926,784

［中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項］

第12期中間会計期間
自 平成20年４月１日
至 平成20年９月30日

１．資産の評価基準及び評価方法

有価証券

(1) 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

中間会計期間末の市場価格等に基づく時価法を採用しております。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）

時価のないもの

総平均法による原価法を採用しております。

２．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

３．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支払に備えるため、当中間会計期間に負担すべき支給見込額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支払に備えるため、当中間会計期間に負担すべき支給見込額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職一時金および適格退職年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。なお、会計基準変更時差異については、適用初年度に一括償却しております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当中間会計期間末における要支給額を計上しております。

第12期中間会計期間 自 平成20年４月１日 至 平成20年９月30日
(6) 時効後支払損引当金 負債計上を中止した未払収益分配金、未払償還金について過去の支払実績に基づき計上しております。 ４．リース取引の処理方法 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年４月１日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 ５．消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。

［中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更］

第12期中間会計期間 自 平成20年４月１日 至 平成20年９月30日
（リース取引に関する会計基準） 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成５年６月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年３月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成６年１月18日（日本公認会計士協会 会計制度委員会）、平成19年３月30日改正））を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理に変更しております。この会計基準及び適用指針の適用に伴う影響はありません。

[注記事項]

（中間貸借対照表関係）

第12期中間会計期間末
（平成20年９月30日現在）

※１．有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。

建物	424,574千円
器具備品	390,540千円
計	815,114千円

（中間損益計算書関係）

第12期中間会計期間
自 平成20年４月１日
至 平成20年９月30日

※１．当中間会計期間の減価償却実施額は以下のとおりであります。

有形固定資産	54,582千円
無形固定資産	175,182千円
計	229,764千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第12期中間会計期間
自 平成20年４月１日
至 平成20年９月30日

１．発行済株式の種類及び株式数　（単位：株）

	前事業年度末株式数	当中間会計期間増加株式数	当中間会計期間減少株式数	当中間会計期末株式数
発行済株式 普通株式	12,998	－	－	12,998

２．自己株式の種類及び株式数　（単位：株）

	前事業年度末株式数	当中間会計期間増加株式数	当中間会計期間減少株式数	当中間会計期末株式数
自己株式 普通株式	4	0	－	5

（注）増加は端株の買取りによるものであります。

３．配当に関する事項

配当金の支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額	１株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成20年６月26日定時株主総会	普通株式	1,299百万円	100,000円	平成20年３月31日	平成20年６月27日

（リース取引関係）

第12期中間会計期間
自 平成20年４月１日
至 平成20年９月30日

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

１．リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間期末残高相当額

	器具備品
取得価額相当額	14,073千円
減価償却累計額相当額	10,147千円
中間期末残高相当額	3,925千円

２．未経過リース料中間期末残高相当額等
未経過リース料中間期末残高相当額

１年内	3,319千円
１年超	724千円
合計	4,043千円

３．支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	2,816千円
減価償却費相当額	2,667千円
支払利息相当額	93千円

４．減価償却費相当額の算定方法
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

５．利息相当額の算定方法
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分法については、利息法によっております。

（減損損失について）
リース資産に配分された減損損失はありません。

（有価証券関係）

第12期中間会計期間
自 平成20年４月１日
至 平成20年９月30日

１．満期保有目的の債券で時価のあるもの

	中間貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 国債	4,992,289	4,991,906	△383
(2) 社債	28,009,098	28,000,960	△8,138
(3) その他	44,276,316	44,283,944	7,627
計	77,277,704	77,276,810	△894

２．その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価（千円）	中間貸借対照表計上額（千円）	差額（千円）
(1)株式	48,766	120,078	71,311
(2)その他	1,295,950	985,790	△310,160
計	1,344,716	1,105,868	△238,848

（注）取得原価は減損処理後の金額で記載しております。その他有価証券で時価のある株式について13,200千円減損処理を行っております。なお、決算日の時価が取得原価に比べて50%以上下落した銘柄についてはすべて、30%以上50%未満下落した銘柄については回復可能性があると認められるものを除き、減損処理を行うこととしております。

３．時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間貸借対照表計上額

	中間貸借対照表計上額（千円）
その他有価証券	
非上場株式	153,730

（デリバティブ取引関係）

当社は、デリバティブ取引を全く利用しておりませんので、該当事項はありません。

（１株当たり情報）

第12期中間会計期間 自 平成20年４月１日 至 平成20年９月30日	
１株当たり純資産額	5,997,588円26銭
１株当たり中間純利益	639,596円32銭

なお、潜在株式調整後１株当たり中間純利益につきましては、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

（注）１株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

第12期中間会計期間 自 平成20年４月１日 至 平成20年９月30日	
中間純利益（千円）	8,310,601
普通株主に帰属しない金額（千円）	―
普通株式に係る中間純利益（千円）	8,310,601
普通株式の期中平均株式数（株）	12,993

希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり中間純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要
該当事項はありません。

４【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

(1)　その行う投資運用業に関して、自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

(2)　その行う投資運用業に関して、運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

(3)　通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)および(5)において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと

(4)　委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと

(5)　前記(3)および(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

５【その他】

(1)　定款の変更

委託会社の定款変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2)　訴訟事件その他の重要事項

該当事項はありません。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称	資本金の額（百万円） 平成21年４月１日現在	事業の内容
株式会社りそな銀行	279,928	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法。以下同じ。）に基づき信託業務を営んでいます。

＜再信託受託会社の概要＞（平成20年９月末現在）
名称　　：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
資本金　　：51,000百万円
事業の内容　：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、兼営法に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 投資顧問会社

名称	パートナー出資の額 平成19年12月末現在	事業の内容
ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー	689,277,000米ドル	各種の証券を購入、売却、交換および取引することを含む投資運用業務を営んでいます。

(3) 販売会社

名称	資本金の額（百万円） 平成20年９月末現在	事業の内容
岩井証券株式会社	10,004	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
八幡証券株式会社	1,260	
リテラ・クレア証券株式会社	3,794	
株式会社荘内銀行	14,200	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社筑邦銀行	8,000	
株式会社関西アーバン銀行	37,040	
株式会社佐賀共栄銀行	2,100	
株式会社東和銀行	39,565	
イーバンク銀行株式会社	50,002	
株式会社ジャパンネット銀行	37,250	
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	324,279	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、兼営法に基づき信託業務を営んでいます。

２【関係業務の概要】

(1)　受託会社

信託財産の管理業務等を行います。

(2)　投資顧問会社

ファンドおよびマザーファンドの運用指図等を行います。

(3)　販売会社

受益権の募集の取扱い、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金の再投資ならびに収益分配金、一部解約金および償還金の支払いの取扱い等を行います。

３【資本関係】

(1)　委託会社が保有する関係法人の株式のうち、持株比率が５％以上のものを記載します。

該当事項はありません。

(2)　関係法人が保有する委託会社の株式のうち、持株比率が５％以上のものを記載します。

該当事項はありません。

第３【参考情報】

ファンドについては、金融商品取引法第25条第１項各号に掲げる以下の書類を提出しています。

平成20年10月31日	**有価証券届出書の訂正届出書**
平成20年11月25日	**有価証券届出書の訂正届出書**
	有価証券報告書

独立監査人の監査報告書

平成２０年１０月２２日

国際投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　髙尾 幸治　印

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　森重 俊寛　印

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているグローバル・ヘルスケア＆バイオ・ファンドの平成２０年２月２８日から平成２０年８月２７日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、グローバル・ヘルスケア＆バイオ・ファンドの平成２０年８月２７日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

国際投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記は、当社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
２．前期の財務諸表の範囲にはＸＢＲＬデータ自体は含まれていません。

次へ

独立監査人の監査報告書

平成１９年６月２８日

国際投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

代表社員
業務執行社員　公認会計士　髙尾 幸治　印

代表社員
業務執行社員　公認会計士　英 公一　印

当監査法人は、証券取引法第１９３条の２の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている国際投信投資顧問株式会社の平成１８年４月１日から平成１９年３月３１日までの第１０期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、国際投信投資顧問株式会社の平成１９年３月３１日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成２１年４月２４日

国際投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　髙尾 幸治　印

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　森重 俊寛　印

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているグローバル・ヘルスケア＆バイオ・ファンドの平成２０年８月２８日から平成２１年２月２７日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、グローバル・ヘルスケア＆バイオ・ファンドの平成２１年２月２７日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

国際投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記は、当社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
２．財務諸表の範囲にはＸＢＲＬデータ自体は含まれていません。

次へ

独立監査人の監査報告書

平成２０年６月２６日

国際投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

代表社員
業務執行社員　公認会計士　髙尾 幸治　印

代表社員
業務執行社員　公認会計士　英 公一　印

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている国際投信投資顧問株式会社の平成１９年４月１日から平成２０年３月３１日までの第１１期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、国際投信投資顧問株式会社の平成２０年３月３１日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

次へ

独立監査人の中間監査報告書

平成２０年１１月２０日

国際投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　髙尾 幸治　印

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　森重 俊寛　印

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている国際投信投資顧問株式会社の平成２０年４月１日から平成２１年３月３１日までの第１２期事業年度の中間会計期間（平成２０年４月１日から平成２０年９月３０日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、国際投信投資顧問株式会社の平成２０年９月３０日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成２０年４月１日から平成２０年９月３０日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）上記は、当社が、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。